

官報号外

令和元年五月十日

○ 第百九十八回 参議院会議録第十六号

令和元年五月十日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十六号

令和元年五月十日

午前十時開議

○本日の会議に付した案件

一、金融機能の早期健全化のための緊急措置に

関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説

明)

以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者

の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ござ

いませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。國務大臣麻生太郎君。

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(麻生太郎君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。風間直樹君。

〔風間直樹君登壇、拍手〕

○風間直樹君 立憲民主党・民友会・希望の会の

風間直樹です。

私は、金融機能の早期健全化のための緊急措置

に関する法律の一部を改正する法律案につきまし

て、会派を代表して麻生大臣に質問します。

金融再生勘定では、当該破綻した日本長期信用

銀行、日本債券信用銀行が保有する、それぞれ約

千五百億円、八百億円の株式を買い取り、その合

み損は現在四百六十六億円となっています。麻生大

臣は、これらの株式について、今後の金融資本市

場の動向によっては含み損が拡大する可能性が否

定できないとの認識を示しています。なのに、な

ぜ、現時点で日々に利益剰余金の半額に当たる八

千億円を国庫納付してしまうのでしょうか。

確かに、会計検査院の決算検査報告、衆議院及

び参議院の決議では、利益剰余金の適時の国庫納

付については指摘をしていました。でも、直ちに国

庫納付することは求めていません。金融再生勘定

また、これまでに、衆議院本会議及び参議院決算委員会それぞれにおきましたが、同じ趣旨の議決等がなされました。

本法律案は、これらの議決等も踏まえ、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を活用するため、金融機能早期健全化業務が終了する日よりも前にその剰余金を国庫に納付することができます。実に、財源の約四割をこの八千億円に全勘定から金融再生勘定に繰入れすることができるようになります。

以上、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔拍手〕

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。風間直樹君。

〔風間直樹君登壇、拍手〕

○風間直樹君 立憲民主党・民友会・希望の会の

風間直樹です。

私は、金融機能の早期健全化のための緊急措置

に関する法律の一部を改正する法律案につきまし

て、会派を代表して麻生大臣に質問します。

金融再生勘定では、当該破綻した日本長期信用

銀行、日本債券信用銀行が保有する、それぞれ約

千五百億円、八百億円の株式を買い取り、その合

み損は現在四百六十六億円となっています。麻生大

臣は、これらの株式について、今後の金融資本市

場の動向によっては含み損が拡大する可能性が否

定できないとの認識を示しています。なのに、な

ぜ、現時点で日々に利益剰余金の半額に当たる八

千億円を国庫納付してしまうのでしょうか。

確かに、会計検査院の決算検査報告、衆議院及

び参議院の決議では、利益剰余金の適時の国庫納

付については指摘をしていました。でも、直ちに国

庫納付することは求めていません。金融再生勘定

ます、本法案の意図について端的に伺います。

本法案は、消費増税による影響軽減のための財源を生み出すためのものではないですか。本法案では、国庫納付させる八千億円を、本年十月に予定する消費税率一〇%への引上げによる経済への影響に対応するための臨時特別の措置、二兆二百八十億円の財源として活用することが想定されています。実に、財源の約四割をこの八千億円に頼る格好となっているのです。つまり、臨時特別の措置は、本法案による利益剰余金の国庫納付なぐして成立しません。このような綱渡りの財政運営には疑問が生じます。このタイミングで国庫に納付する目的を伺います。

しかも、臨時特別の措置の中には、プレミアム付き商品券のように政策効果が極めて疑問視されるものも含まれています。早期健全化勘定の利益剰余金一兆六千億円は、公的資金の投入による金融システムの安定化がもたらした果実、国民に有効な施策として適切に還元されなければなりません。財政健全化を標榜している財務省は、この八千億円を国債の償還に充てるよりも臨時特別の措置に充てる方が財政健全化に資すると考えているのでしょうか。見解を伺います。

金利再生勘定では、当該破綻した日本長期信用銀行、日本債券信用銀行が保有する、それぞれ約千五百億円、八百億円の株式を買い取り、その合み損は現在四百六十六億円となっています。麻生大臣は、これらの株式について、今後の金融資本市場の動向によっては含み損が拡大する可能性が否定できないとの認識を示しています。なのに、なぜ、現時点で日々に利益剰余金の半額に当たる八千億円を国庫納付してしまうのでしょうか。

確かに、会計検査院の決算検査報告、衆議院及

び参議院の決議では、利益剰余金の適時の国庫納

付については指摘をしていました。でも、直ちに国

庫納付することは求めていません。金融再生勘定

ます、本法案の意図について端的に伺います。

本法案は、消費増税による影響軽減のための財

源を生み出すためのものではないですか。本法

案では、国庫納付させる八千億円を、本年十月に

予定する消費税率一〇%への引上げによる経済へ

の影響に対応するための臨時特別の措置、二兆二

百八十億円の財源として活用することが想定され

ています。実に、財源の約四割をこの八千億円に

頼る格好となっているのです。つまり、臨時特別

の措置は、本法案による利益剰余金の国庫納付な

くして成立しません。このような綱渡りの財政運

営には疑問が生じます。このタイミングで国庫に

納付する目的を伺います。

しかも、臨時特別の措置の中には、プレミアム

付き商品券のように政策効果が極めて疑問視され

るものも含まれています。早期健全化勘定の利益

剰余金一兆六千億円は、公的資金の投入による金

融システムの安定化がもたらした果実、国民に有

効な施策として適切に還元されなければなりません。財政健全化を

標榜している財務省は、この八千億円を国債の償

還に充てるよりも臨時特別の措置に充てる方が財

政健全化に資すると考えているのでしょうか。見

解を伺います。

金利再生勘定では、当該破綻した日本長期信用

銀行、日本債券信用銀行が保有する、それぞれ約

千五百億円、八百億円の株式を買い取り、その合

み損は現在四百六十六億円となっています。麻生大

臣は、これらの株式について、今後の金融資本市

金融再生勘定についてのみ繰入れ規定を整備することとしたものであります。

最後に、金融再生業務や早期健全化業務が終了する日に関して具体的に想定している状況についてのお尋ねがありました。

金融再生勘定において経理をする日長銀、旧日債銀から買い取った株式につきましては、平成二十年九月のリーマン・ショック後の急激な株価の下落等を受けて、同年十月から上場株式の処分を原則として停止をいたしております。

その処分の再開につきましては、その含み損益の状況に加え、多額の株式の処分を市場に不測の影響を与えることないかななど、金融資本市場の動向も踏まえつつ、今後適切に判断をしてまいりたいと考えております。

また、早期健全化勘定において経理する新生銀行株式の処分につきましては、個別銀行の資本政策や金融資本市場の状況に関わる事項でもあり、その見通しを申し上げることは困難であります。新生銀行は経営健全化計画を策定し、公的資金の返済に向けて取り組んでおり、金融庁として、同行の取組を促してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、金融再生勘定や早期健全化勘定につきましては、追加的な国民負担を伴わずに業務を終了することができるよう、適切に業務を行つてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 藤巻健史君。

(藤巻健史君登壇、拍手)

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻健史です。日本維新の会・希望の党を代表して、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

四月十七日に日銀が公表した金融システム

ポートは、金融システムは危機的状況には至っていないが、地銀の収益悪化が確実に進んでおり、樂觀できないという内容でした。このようなときに、法律を改正してまで預金保険機構から八千億円もの利益剰余金を国庫に組み戻すのが正しい判断

断なのか、疑問に思います。全額、預金保険機構の財務の健全性に充てるべきとも考えられます。

地銀が健全であれば、預金保険機構の利益剰余金の国庫組み戻しもそれなりに理解できます。すなわち、八千億円を国庫に組み戻すべきかは現在並びに将来の地銀経営の健全性によると思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。

政府、日銀は、国会答弁において、地銀経営が厳しくなっている理由を少子化、地方経済の疲弊等の構造問題としていますが、最大の原因は異次元緩和にあるのではないかと想います。

政府、日銀は、国会答弁において、地銀経営が厳しくなっている理由を少子化、地方経済の疲弊等の構造問題としていますが、最大の原因は異次元緩和にあるのではないかと想います。そのための開始により、日銀の長期国債の爆買いが始まりました。当然、長期国債の値段が急騰し、すなわち長期金利の低下が起きたのです。そのことによう、銀行の収益の根幹である长短金利差がなくなりました。それが地銀経営不振の最大の理由だと思います。もしそうだとすれば、異次元緩和が継続する限り地銀経営は苦ししく、いつかは体力が消耗してしまうと思います。異次元緩和が継続しても地銀経営は大丈夫なのでしょうか。

一九七〇年代後半、米国の貯蓄型の金融機関であるSアンドLの危機の際、F.R.B.、アメリカの中央銀行は長短金利差を拡大し乗り切つたと、私は当時アメリカのビジネススクールで学びました。現在の異次元量的緩和は、そのときとは真逆に、長短金利差を極小化しています。それでも地銀は大丈夫でしょうか、金融担当大臣、お答え願います。

また、地銀の経営悪化が地方経済の疲弊化や地方人口の急激な減少などの構造問題のせいであるならば、都市銀行の収益には異次元緩和前と後で変化がないと思われますが、いかがでしょう

か。現在の都市銀行は異次元緩和開始以前と同程度の収益を上げているのか、また、異次元緩和が継続しても都市銀行の体力はもつのか、金融担当大臣、お答えください。

最近、都銀でも振り込み手数料等を値上げしているところも始めました。異次元緩和による長短金利差縮小により収益が減り、その穴埋めの可能性はあるとも思いますが、金融担当大臣はどうお考えでしょうか、お聞かせください。

ところで、アベノミクスの第一の矢に掲げられた異次元緩和ですが、日銀が異次元緩和を進め、マネーを供給するためには何らかの資産を購入しなければなりません。したがって、日銀は国債、株式を爆買いしています。また、年間九百億円ペースと、まだ国債や株式市場ほどではありませんが、REIT、不動産投信でそれでも、これを購入していません。したがって、日銀は国債、株式を爆買いしています。また、年間九百億円ペースと、まだ国債や株式市場ほどではありませんが、REIT、不動産投信でそれでも、これを購入していません。その結果、株式市場では、来年末には日銀が日本株の最大の株主となります。金融政策で株を購入している中央銀行は、せんが、REIT、不動産投信でそれでも、これを購入していません。その結果、株式市場では、来年末には日銀が日本株の最大の株主となります。金融政策で株を購入している中央銀行は、世界では日銀だけです。

世界では日銀だけです。

国債市場は更にひどく、ストックで見れば、日銀が国債発行残高の四〇%強を保有しています。また、フローで見ても、平成二十九年度は、年間の国債が百四十一兆円発行されたのに対し、日銀が九十六兆円も購入しました。約七〇%です。まさに日銀は、国債市場におけるモンスターになってしまった。今や国債を買ひ増ししているのは、日銀のほかに、一時的な裁定取引をする外国人投資家だけという現状です。ここまで国債に

めり込んだ中央銀行は、世界ではほかにありません。他国中央銀行に比べてぬきんでいます。金融担当大臣の御見解をお聞かせください。

市場原理の働くかない日銀が株式市場と国債市場

でぱつこする社会は、まさに計画経済又は社会主義的経営経済そのものではないでしょうか。金融

担当大臣の御見解をお聞かせください。

計画経済の下では、市場経済で起こる微調整が起ります。例えば、市場経済下では、累積赤字がたまる

対する警戒警報が鳴ります。最近のイタリア国債市場の動きがよい例です。しかし、今のように日銀が国債市場でモンスター的存在である限り、そして市場を抑えつたある現状では、長期金利上昇という累積赤字への警戒警報は鳴りません。

計画経済の下では崩壊が突然来るのは、歴史が証明しています。アベノミクスの第一の矢である異次元緩和を継続しても副作用や突然の崩壊は今後とも起らないと自信を持つて言えるのか、金融担当大臣、お答えください。

この三十年間、日本の名目GDPは一・五倍にしかなっておらず、世界で断トツのびり成長です。一方、中国のそれは、何と七十五倍にもなっています。中国躍進の原因は、意図的な人民元安と計画経済からの決別、市場経済の導入だとされています。ただしさえ後れを取つた日本は、計画経済で更に世界から後れを取るのではないであります。金融担当大臣、お答えください。

消費者物価指数二%達成のために講ずる処置であるならば、達成目標時を決めておくことが必要ではないでしょうか。金融担当大臣、お聞かせ願います。

この計画経済の犠牲になつてゐるのが地方銀行とも言えます。日銀の長期国債の爆買いで十年物長期金利がゼロとなり、国債投資という地銀の伝統的な運用手段がなくなりました。その上、十年国債金利がゼロになつたために、非常に有利な商品を提供できる政府系金融機関との競争も激しさを増しています。

例えば、独立行政法人福祉医療機構の融資は、調達金利が国債に連動しているために、介護施設や病院向け設備資金の金利が十年で〇・二から〇・三%という超低金利融資となっています。競合者がそんなに低金利を出してくれば、地銀も同じような金利で競争せざるを得ません。経費も増えなくなるわけです。地銀は収益悪化を補うため

に高リスク商品に手を出さざるを得なくなつてゐるとも言えます。不正融資が多数発覚したスルガ銀行が不動産融資に傾倒していくたのも、そのような背景があつたのではないでしようか。金融担当大臣、お答えください。

いたします。
米国の民主党左派勢力に大人気のMMTですが、MMTの提唱者であるケルトン教授自身が日本が実験中との発言を重ねています。麻生金融危機担当大臣は日本を実験場にしてはならないと発言を

いたします。

と考えております

と考えております。
もつとも、現時点において、地域銀行の資本基盤は充実をいたしております。日本の金融システムは総体として安定をいたしております。

のお尋ねがありました。
国債金利は内外の経済財政状況など様々な要因
によって決定されるため、金融政策との関係のみ
で一律に論ずるというのは困難であると考えてお
ります。

— 1 —

このよきな資金運用を地盤がしてしまふときには何
か大きなシヨックがあれば極めて危険な状況に
なつてしまふのです。このような地方銀行の状況
を考えれば、預金保険機構の財政の健全性を第一
に考えるべきで、八千億円をこの時期に国庫に返
納するのはいかがなものかと思うのですが、いかが
がでしようか。

われてしますが、異次元級利は、ケルトン教授がどうようくM M Tの実践ではないでしょうか。違うのなら、どこが違うかお教えください。

M M Tは米国民主党左派勢力には大人気でござ
が、金融界、経済界、学者の重鎮の間では総スヌ
ンです。例えば、アメリカのサマーズ元財務長官
は、幾つもの途上国が経験したように、そうしま
うまでは、ペーパーフィーを自己十二、ペーパー

り手企業の経営改善に対するアドバイスや事業性評価融資などの取組を通じて、将来にわたる健全性を確保し、持続可能なビジネスモデルを自ら構築していくことが重要だと考えており、地域銀行が行の自主的な取組を促しておるところであります。

これまで国債が極めて低い金利により安定的に消化されるという誠に幸運な状況が続いていたことは事実であると認識をいたしております。今後につきましては、議員御指摘のように、国債価格の下落や金利の上昇等といった事態を招かないために、政府として、今後とも、財政健全化の取組を着実に進め、日本国債に対する信認を確保することによって、投資家の方々の信託をもとめ

ンスシートが脆弱になつてゐます。アベノミクスが成功し、景気が良くなり金利を引き上げる際には、日銀が債務超過になる可能性もあります。日銀の保有国債は、昔と違い、十年を中心とした長期国債の定期、固定金利ですから、金利收入はすぐには上がりません。一方、日銀当座預金、これは負債サイドですけれども、日銀当座預金への付利金利はすぐにでも上がるからです。債務超過が一時的なら大丈夫ですけれども、中央銀行の債務超過は、中央銀行との発行する通貨の信用を著しく毀損いたします。

税を通じた収入増は限度があり、それを超えるとハイパーインフレが発生すると述べています。MMTと異次元緩和が同じものであり、米国の重鎮の危惧が当たっているのなら、地銀だけでも将来、日本自体が大変な事態になってしまふ可能性があります。このような危惧があるとともに、預金保険機構から八千億円を国庫に返済せねばならないが、預金保険機構の財務内容を充実させることの方が重要だと思いますが、いかがでしょか。金融担当大臣、お答えください。

いてもお尋ねがありました。
異次元緩和以降、都市銀行の収益は低下傾向となつておりますが、これらは、金融政策のみならず、借り手企業の資金需要や国内外の経済動向、金融市場の動向など、様々な要因の影響を受けているものだと考えられます。したがいまして、都市銀行の財務、収益について、異次元緩和が継続した場合の影響を一概に論じることは困難だと考えております。

いざれにせよ、現時点において都市銀行は充実した資本基盤を備えており、金融厅といたしましては、

るよう、国債市場の動向を注視しつつ、市場との緊密な対話に基づき、適切な国債管理政策を進めまいりたいと考えております。なお、金融政策の具体的な手法については、日銀に委ねられるべきものだと考えております。次に、二%の物価安定目標の達成時期についてお尋ねがありました。

その場合、政府の資本投入を考えられているのかかもしれません。しかし、政府は単年度でも赤字であり、資本投入をするだけの資金がありません。まさか、日銀に国債を買い取ってもらひ、新しく刷ったお金で資本投入をするのでしょうか。それでは市場の信用は全く回復しないでしよう。

(國務大臣麻生太郎君登壇、拍手)
○國務大臣(麻生太郎君) 藤巻議員からは、異次元緩和の継続が銀行へ与える影響などについて、計八問お尋ねがあつております。
まず、長短金利差が極小化する中において、異次元緩和の継続が地域銀行へ与える影響について

では、将来にわたり、金融システムの安定性が確保され、金融仲介機能が十分に発揮されるよう内外の経済・市場動向を注視しつつ、適切な対応を行つてまいりたいと考えております。次に、日本銀行による国債等の買入れについてのお尋ねがありました。

価、金融情勢を踏まえつつ二%の物価安定目標の実現に向けて努力されるということを期待をいたしておるところであります。

唯一の方法は、それこそ、規模が小さ過ぎると
はいえ、そのときにこの八千億円を投入すべしと
の考え方もあるのではないかでしょう。金融担当
大臣、お答えください。

のお尋ねがあつております。
地域銀行をめぐる厳しい経営環境の背景の一
として超低金利環境の継続があると考えられるま
での、地域銀行の財務、収益は、金融政策のみならず

日銀による国債やETFなどの買入れは、専ら検しつつ、物価安定目標等を実現するための金融政策の一環として行われているものと認識をして

ねがありました。
地域銀行の経営環境は、人口減少や低金利環境などの継続を背景に厳しい状況が続いておりますのは御存じのとおりです。

最後に、自國通貨建てで借金しているならば、インフレが加速しない限り幾らでも借金しても大丈夫という現代金融理論、MMTについてお聞き

らず、顧客の資金需要や金融市場の動向、地域経済や国内外のマクロ経済動向、さらには地方を始めとする人口減少など、様々な影響を受けるもの

おり、計画経済、社会主義的経営といった御指摘は全く当たらないと考えております。

しかしながら、スルガ銀行の不正行為は、これはあくまでも同行における経営管理等の体制面の問題や法令等遵守を軽んずる企業文化が原因である。

上がる状況が続いてきました。だから、付加価値税が増税されても実質可処分所得は減らず、消費も落ち込まなかつたのです。また、インフレのときならば、付加価値税の税率引上げに当たり、いつどのように価格設定するかも自由に決めやすくなります。中小事業者でも価格を上げやすくなりります。

しかし、デフレの日本で同じことができるでしょうか。もちろん、価格決定力のある大手の事業者なら、消費税の税率引上げ前に価格を引き上げることは可能です。ただし、その際、便乗値上げが行われる可能性は排除できません。

政府は、便乗値上げについて厳しく対処すると言いますが、政府自身が増税前の値上げを奨励しておいて、どうやって対処するのでしょうか。便乗値上げは消費者庁が対応することになっていますが、消費者庁に便乗値上げを防ぐ力などありません。

一方、中小事業者は、デフレの下で、ただでさえ厳しい価格引下げ競争にさらされています。税率引上げ前に価格の引上げなどできるわけがありません。

茂木大臣、そもそも、インフレのヨーロッパで行われていることをデフレの日本に当てはめようとしていること自体、根本的に間違っているのではないか。答弁を求めます。

また、税率引上げ後の値引きセールを奨励することも、大手には有利であっても、中小事業者、特に地方の中小商店などを苦境に追い込むものではありませんか。

例えば、大手スーパーが日々的に値引きセールをやっているときに、近くの小さな商店がキャッシュレスのお客さんにだけ5%ポイントを還元しますなどという面倒くさいことをやつていて太刀打ちできるでしょうか。さらに、大手が5%以上値引きセールを始めたたら、中小商店はもうひとたまりもないのではないか。世耕経済産業

大臣の認識を伺います。

結局、政府の対策も、消費税増税の影響を緩和するどころか、かえつて混乱をもたらし、中小事業者を苦境に陥れ、地域経済を一層疲弊させるものではありませんか。麻生大臣にそういう認識はありますか。改めて、消費税増税中止の決断を求めます。

最後に、本法案には、本来国に納付されるべき早期健全化勘定の利益剰余金を金融再生勘定へ繰り入れて、公的資金の穴埋めに使うことが盛り込まれています。

二〇〇八年のリーマン・ショックの際には、公的資金を使った金融機関の救済がアメリカでも大問題になりました。金融危機に対処する財源は、国民のお金を使うのではなく、金融危機を引き起した金融業界の負担で行うべきではありませんか。

麻生金融担当大臣の答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(麻生太郎君) 大門議員からは、預金保険機構から国庫納付の使途等について、計三問お尋ねがあつております。

まず、預金保険機構から国庫納付の使途についてのお尋ねがありました。

少子高齢化の進む日本におきまして、幼児教育無償化を始め、社会保障の充実、その安定化は、議員御指摘のとおり、喫緊の課題だと考えております。そのためどうしても必要なものであると考えております。

したがいまして、先ほども申し上げましたとおり、本年十月に10%に引き上げることを予定をいたしております。

最後に、金融再生勘定の損失は金融業界が負担すべきものではないかというお尋ねがあります。

その実現に向けては、預金保険機構から国庫納付を含む臨時の収入ではなく、安定的に、大手には有利であっても、中小事業者、特に地方の中小商店などを苦境に追い込むものではありませんか。

その上で、引上げに当たりましては、前回の経験を踏まえ、プレミアム付き商品券など、引上げ

に伴う経済的影響を平準化するための十分な対策を講じることとし、預金保険機構から国庫納付を含む臨時の収入は、こうした臨時特別の措置の財源としてお示しをしているところであります。

次に、消費税率引上げに伴う対策等についてのお尋ねがありました。

消費税の引上げに当たりましては、前回引上げ時の経験も踏まえ、消費税率引上げ前後において事業者がそれぞれの判断によって柔軟な価格設定を行えるようガイドラインを定めるとともに、中小・小規模事業者を支援するポイント還元事業などの十分な対策を講じることいたしております。

こうした施策の実施に当たりましては、議員御指摘のように、中小企業者に混乱をもたらすことがないよう、関係省庁において、施策の周知を含め、適切に執行していくことが必要であると考えております。

消費税の引上げについては、急速な高齢化を背景とした社会保障給付費が大きく増加をしていく中において、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するためにもどうしても必要なものであると考えております。

消費税の引上げについては、急遽な高齢化を背景とした社会保障給付費が大きく増加をしていく中において、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するためにもどうしても必要なものであると考えております。

したがいまして、先ほども申し上げましたとおり、本年十月に10%に引き上げることを予定をいたしております。

最後に、金融再生勘定の損失は金融業界が負担すべきものではないかというお尋ねがあります。

その上で、今回消費税率引上げに際しては、税率引上げの使い道を変更し、2%の引上げによる税収のうち半分を教育無償化などで国民に還元をいたします。また、ポイント還元や、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム商品券により、期間を限つて集中的な消費喚起を行います。さらに、自動車、住宅への支援策については、例えば十月一日以降に軽自動車や中古車を購入する場合や住宅の簡易なリフォームを行う場合なども含めてメリットが生じるよう、きめ細かい税制、予算措置を講じるといった消費の落ち込みや駆け込み需要、反動減を防ぐための万全の対策を講じることとしており、消費税率引上げの影響をしつかりと乗り越えてまいります。

次に、最近の景気動向と増税に関する日本経済への影響についてであります。我が国の経済は、中国経済の減速などから輸出の伸びが鈍化し、一部の業種の生産活動やこれに関連する出荷に弱さが続いているものの、雇用・所得環境の改

ば車の両輪として一体として運用されてきたといふ経緯も踏まえれば、利益剰余金が生じている勘定は国庫納付を行い、損失が生じている勘定は業界負担とするよりも、両勘定を一体として捉え、利益剰余金が生じている勘定から損失が生じている勘定に繰入れることができます。お答えをいたします。

(國務大臣茂木敏充君登壇、拍手)

○國務大臣(茂木敏充君) 大門議員から、消費税率引上げに関連して御質問いただきました。

まず、可処分所得の増加と増税による景気悪化の懸念についてお答えをいたします。

消費の持続的な拡大のためには、可処分所得の増加、そしてその元となる賃上げが鍵となります。本年の春季労使交渉においても、多くの企業でベースアップが継続し、力強い賃上げの流れが続いていると認識をいたしております。

その上で、今回の消費税率引上げに際しては、税率引上げの使い道を変更し、2%の引上げによる税収のうち半分を教育無償化などで国民に還元をいたします。また、ポイント還元や、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム商品券により、期間を限つて集中的な消費喚起を行います。さらに、自動車、住宅への支援策については、例えば十月一日以降に軽自動車や中古車を購入する場合や住宅の簡易なリフォームを行う場合なども含めてメリットが生じるよう、きめ細かい税制、予算措置を講じるといった消費の落ち込みや駆け込み需要、反動減を防ぐための万全の対策を講じることとしており、消費税率引上げの影響をしつかりと乗り越えてまいります。

次に、最近の景気動向と増税に関する日本経済への影響についてであります。我が国の経済は、中国経済の減速などから輸出の伸びが鈍化し、一部の業種の生産活動やこれに関連する出荷に弱さが続いているものの、雇用・所得環境の改

官報(号外)

善、高水準の企業収益など、内需を支えるファンダメンタルズはしつかりしていると考えております。

その上で、消費税率の一〇%への引上げは、財政の健全化のみならず、社会保障の充実、安定化、教育無償化を始めとする人づくり革命の実現に不可欠なものであり、法律で定められたとおり、本年十月に現行の八%から一〇%に引き上げる予定であります。

その際、前回引上げ時の経験を生かし、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応することとし、既に軽減税率の導入や幼稚教育無償化等によって二兆円程度に抑制される経済への影響に対して、これを十二分に乗り越える二・三兆円の予算、税制上の措置など具体的な対策も決定をいたしております。

こうした施策を着実に実行し、また、国際経済の動向にも注視しつつ、今後とも経済運営に万全を期してまいります。

次に、消費税率の引上げに伴う価格設定のガイドラインについてですが、我が国においては、消費税が一九八九年に導入されて以降、税率引上げ時に一律一齊に価格が引き上げられるものとの認識が広く定着をしております。実際、二〇一四年の消費税率引上げの際にも、引上げ時に価格が一齊に上昇し、引上げ前後に大きな駆け込み需要、反動減が発生しました。

これに対して、一九六〇年代から七〇年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは事業者がそれぞれ自由に判断をしております。

こうした我が国の過去の経緯、諸外国の事例を踏まえ、消費税率引上げ前後において事業者はそれぞれの判断によって柔軟な価格設定を行えるよう、また消費者は安心して購買ができるようになります。

この観点から、昨年十一月、御指摘の価格設定ガイドラインを公表したところであります。

一方で、いわゆる便乗値上げには引き続き厳格に対応していかります。インフレであってもデフレであっても、物価の動向やコストの上昇、需要の増加などの合理的な理由のない値上げは厳しく対応してまいります。

こうしたガイドラインの考え方につき、事業者から消費者まで広く周知、広報を行っていくことにより、需要変動の平準化を図つてしまいたいと考えております。さらに、中小事業者の価格転嫁対策にもしつかりと取り組んでまいります。

(拍手)

〔國務大臣世耕弘成君登壇、拍手〕

○國務大臣世耕弘成君登壇、拍手) 大門議員にお答えをいたします。

税率引上げ後の値引きセールの地方の中小商店などへの影響と、ポイント還元による大手との競争についてお尋ねがありました。

価格設定のガイドラインは、消費税率引上げ前後で事業者がそれぞれの判断で柔軟な価格設定が行えるよう整備、公表したものであります。

その上で、大企業と比べて体力が弱く、自ら価格の引下げを実施できない場合もある中小・小規模事業者に限って、消費者へのポイント還元に対する支援を行います。中小・小規模事業者により、キャッシュレス導入は、現金取扱いの直接、間接のコストを減らすことで生産性を高めるとともに、インバウンド消費取り込みの大きなチャンスとなるなど、需要平準化対策にとどまらない様々な効果が期待されることから、ポイント還元事業は、中小・小規模事業者への強力な支援になると考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長羽田雄一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

</

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、支援対象となる学生等や大学等に係る要件の在り方、新しい支援措置が既存の授業料減免に与える影響、中間所得層への支援拡充の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局した後、国民民主・新緑風会の伊藤委員より、消費税率引上げの実施の有無にかかわらず本法律案に基づく支援措置を実施するための施行期日の修正等を内容とする修正案が、日本共産党の吉良理事より、消費税増税分による財源の確保に係る規定を削除すること等を内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党

を代表して吉良理事より、原案及び国民民主党・新緑風会提出の修正案に反対、日本共産党提出の修正案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。神本美恵子君。

[神本美恵子君登壇、拍手]

○神本美恵子君 立憲民主党・民友会・希望の会の神本美恵子です。

私は、会派を代表して、大学等における修学の支援に関する法律案につきまして、反対の立場から討論を行います。

冒頭、一昨日、散歩中の園児を巻き込んだ事故がありました。犠牲になられた方々には謹んで哀悼の意を申し上げると同時に、交通事故にかかわらず、特に子供たちの学びや生活の場においてどう

う安全、安心をつくり出していくのかは、社会全体、政治の緊急の課題であると痛感しているところであります。

大型連休を前にした四月十八日の萩生田光一幹事長代行の消費税率引上げの延期とも取れる発言により、衆参同日選挙の可能性が取り沙汰されています。本法律案は、消費税率引上げによる増税分を財源としています。安倍総理は、二〇一七年の衆議院の解散理由を説明した記者会見において、消費税の使い道として高等教育無償化を言い出しました。そのための法律案が成立する前にこの発言であります。これは、安倍政権がどれほど真剣にはこの高等教育の無償化を考えていなか、そして明らかな選挙対策であるを露呈しているものであります。

もちろん、消費税率引上げの延期については、経済状況を踏まえ、しっかりと議論していくべきことです。そうであればこそ、野党が要求している予算委員会をすぐにでも開くべきではないでしょうか。議員の三分の一の署名をもつて正當に開会を要求した予算委員会を与党議員が欠席するなどという行為は、まさに恥べき行為であります。

それでは、討論に入ります。

本法律案の反対の理由の第一は、高等教育の無償化と銘打ちながら、無償化の理念であるべき全ての子供の学ぶ権利の保障としての教育の機会均等が明示されず、少子化対策、貧困対策にとどまつてゐることです。

我が国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、いわゆる社会権規約を批准しております。二〇一二年には保留していた高等教育の漸進的無償化を留保撤回し、高等教育を漸進的に無償化していく義務を負っています。日本国憲法や教育基本法には、誰もがひとしく教育を受ける権利が明記されています。この権利保障を無償化によって実現するというのが基本的な考え方であります。

ます。しかしながら、この法律案には、政府がどのように高等教育の無償化を達成していくのかという道筋が全く示されておりません。

我が国は、戦後、新しい憲法と教育基本法の下、並々ならぬ努力の中で、全ての子供たちに、生まれ育つ地域や家計所得に関係なく学ぶ機会を保障するための義務教育九年間の無償化を実現し、二〇一〇年、民主党政権時には、後期中等教育三年間の実質無償化を実現いたしました。

この法律案の目的が高等教育の無償化の導入であれば、その基本理念には、当然、教育の機会均等が入っていなければなりません。しかし、その代わりに、本法律案は、真に支援が必要な低所得世帯の者に対しと支援対象を限定し、さらに、社会で自立し、及び活躍することができると学生の進路を限定し、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等と大学等に要件を課しています。

安倍総理は、施政演説の中で、真に必要な子供たちの高等教育も無償化すると明言しましたが、本法律案における支援対象は、低所得者世帯と極めて限定的です。にもかかわらず、安倍政権は高等教育の無償化を標榜し、あたかも高等教育が全て無償であるかのような表現で国民をミスリードし、さらには、その財源を消費税率引上げに求め、消費税引上げを正当化する道具の一つにしようとしているのです。

反対の第二の理由は、本法律案の審議を通じて最大の懸案となつた、現行の大学等が中間所得層まで対象に行つてある授業料減免への予算措置が、新制度の導入により縮小、後退するのではないかという点であります。

高等教育の無償化を進めると言いながら、新制度の導入により、これまでに授業料減免を受けていた学生が新たに授業料負担を求められたり、これまで以上に授業料の負担が大きくなったりするならば、本法律案は無償化に逆行するものと言わざるを得ません。

本法律案によつて支援を受けられる学生等の対象範囲は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生と限定されており、現行の制度で支援を受けている中間所得層までの在学生への支援継続のための具体的対応は明確に示されないまま、各大学の対応を見ながらこれから考えるという無責任な答弁に終始しました。さらに、消費税増税による大学の学費値上げの懸念、多くの世帯での教育費の負担増に対する対応も不明なままであります。

反対の第三の理由は、支援対象とする大学等と学生に機関要件と成績要件を課していることあります。

財政制度等審議会では、平成三十年度予算の編成等に関する建議の参考資料において、大学改革においては、大学教育・研究の成果を問うことでも、大学と学生が、その成果である稼ぐ力を確実に得られる努力をし、好循環を実現することが重要と指摘した上で、経済的支援が好循環を阻害しないようとにかくを刺しています。

近年、安倍内閣は、文化やスポーツにまで産業政策の考え方を持ち込み、稼ぐことを重視しています。本法律案においても、産業政策の下に教育政策を位置付け、企業で即戦力となる稼ぐ力を身に付けた学生の育成を強化するために機関要件を設けようとしているのではないかでしょうか。

大学教育を経済政策と同様に捉えるような考え方には、決して容認できるものではありません。教育は、稼ぐ力を向上させるための手段ではなく、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家、社会の形成者を育てるものであることは言うまでもなく、教育基本法にも明記されているのです。

本法律案は、実務経験のある教員による授業科目の一割以上の配置、外部理事の複数配置など、教育課程や大学経営に関わる機関要件を規定しています。また、大学等に厳格な成績管理の実施、

(号外) 報

本法律により、高等教育への給付型奨学金が拡充されるとともに、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯に対する大学進学へ道が開かれることは、教育無償化の一歩になると考えています。しかし、まだ支援の対象は非常に限定されています。貧困ながら、かねてから問題になつてゐるわけではありません。

我が家は裕福ではないから高等教育は受けられないだろうと幼いうちから進学を諦めてしまふような環境であれば、学習意欲を育むことはできません。将来の日本を担う人材をみすみす失つているのが現在の日本社会です。少子化が進む中で、国基盤をしつかり維持しようとするのであれば、人材育成に投資することが、あるべき政策のはずです。

私たち日本維新の会は、改めて、完全な教育無償化に進むべと主張いたします。高等教育の無償化は、将来の日本を築いていく上で必須の課題であります。教育は個人や個性と深く関わっておりますが、社会全体から見れば、より良い社会は教育の成果によつて築かれるものであり、国家の繁栄と国民の幸せの鍵は教育にあります。

以上の理由から、教育無償化を憲法に明記すべきであるということを改めて主張いたします。大学等における修学の支援に関する法律案についての賛成討論といたします。

○議長(伊達忠一君) 吉良よし子君。
〔吉良よし子君登壇、拍手〕

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表し、大學生等における修学の支援に関する法律案に反対の討論を行ひます。

本法案に反対する第一の理由は、修学支援の財源に消費税一〇%への増税分を充てると法案で明記をしていることです。

本法案は、真に支援が必要な低所得者世帯、一部の学生を対象に学費の減免、給付型奨学金の支給を行うものですが、この財源を前提にするならば、その支援対象者を拡大するとき、更なる消費税増税が押し付けられる懸念が生まれます。経済的理由により修学が困難な低所得者世帯の学生を支援するとしながら、低所得世帯ほど負担の重い消費税をその財源とすることは許されません。何よりも、消費税は、支援の対象となる学生にも対象とならない学生にも重い負担となつてしまします。

私大教連の調査では、家賃を除いた一日当たりの学生の生活費は僅か六百七十七円です。参考人からは、今日は一日、大学で一円も使っていませんという学生と日々接していますので、そこまで大変なんだということから出発しないと駄目なんじやないでしょうかとの問い合わせも出されました。ここに消費税増税を押し付けるなんて、とにかく実に、消費税増税という重い負担を国民に押しつけることはやめるべきです。

本法案に反対する第二の理由は、支援対象とする大学、個人、それぞれに厳しい要件を設けることにより、学生の教育の機会均等を阻むことになります。

本来、修学支援とは、それぞれの学生が自ら選んだ大学でお金の心配なく学ぶことができるよう支援することです。それなのに、本法案では、支援対象とする大学等に対し機関要件を設け、政府の方針に従わない大学等を選別し、支援対象から排除しています。

この機関要件を設ける理由について、文科省は、社会で自立し活躍するには大学等での勉学が職業等に結び付くことが必要などと言いますが、委員会での参考人質疑では、こうした美学重視の機関要件に対し、既に、日本は諸外国と比べれば極めて学部構成は実学に偏っている、ヨーロッパ

やアメリカと比較してはるかに実学部門が大きいという特徴を持っているのに、なおかつそれを言うというのは、ちょっとと国際比較から考えてバランスを欠いているとの指摘もあつたところです。また、文科省は、一、負債が資産を上回つてゐる、二、三年連続赤字決算、三、三年連続収容定員が八割に満たない、この三つに当てはまる大学は経営に問題があるとして、支援の対象から除外されています。三つの条件全てに当てはまる大学は現時点で十法人程度だと言いますが、この条件に一つないし二つ当てはまる大学は百から二百程度存在することが質疑で明らかになりました。このままでは、今後支援対象から除外される大学が更に拡大しかねません。

参考人からは、定員が埋まつていないことイコールその大学の質がなつていないと、あるいはその努力が不足しているというふうにイコールで結ぶことはできない、大学の立地であるとか、そこでの人口規模とか、あるいはこの間の社会の変化とかいうことが影響しているとの指摘もあつたとおり、現在、経営が厳しい私立大学などの多くが地方の中小規模の大学です。それらの大学を修学支援の対象から外したら、更に学生が集まらなくなり、定員割れがますます進み、大学の再編、淘汰が加速しかねません。地域社会で奮闘している地方の中小規模大学を苦境に立たせ、大都市圏と地方の教育格差を更に拡大させることを見過ごすわけにはいきません。

さらに、学生個人に対する成績要件も問題です。本法案では、進学後の学生の成績等の状況に応じて警告を出す、支給を打ち切ることもできるとしています。しかし、本法案で支援対象となつてゐる非課税世帯の学生であつても、私学であれば残りの学費の負担を踏うためアルバイトをしてしまっても出席日数が足らない、学業成績が基準に達しないなどの事情は十分に起り得ることです。しかも、成績評価で下位四分の一といつた、学生本人が努力しても必ずしも乗り越えられない相対的な順位付けまで指標にしており、本人の努力の有無にかかわらず、一定の数の学生が途中で支給を打ち切られる可能性も否定できません。

こうして対象となる大学等を狭め、学生個人にモハーデルを課することで、学生の大学選択の自由を奪い、進学機会を狭めてしまうような要件は付けるべきではありません。

本法案に反対する第三の理由は、本法案が高等教育の無償化に資するとは到底言えないからです。文部科学大臣は、質疑の中で、本法案により学費は下がらないと公言した上、各大学が消費税増税等を理由にして学費の値上げを行うことを否定しました。

この間、安倍政権は、国民に政策内容を分かりやすく伝える観点から高等教育の無償化という表現を用いていると言いますが、高等教育無償化という表現は、学費の値下げをしないこの法案の説明にふさわしくありません。

大臣自身、法案の内容を踏まえて、法案本文には無償化という表現を用いていないともおつしやつたのですから、この法案が高等教育無償化であるなどといふ間違つた説明をするべきではありません。

文部科学大臣は、中間所得世帯の支援の必要性についての質問に対し、低所得世帯以外は奨学金の拡充により進学機会が開かれているなどと答えています。しかし、大臣は、中間所得層も含め、今も多くの中間所得層が利用するローン型の奨学金が将來の重い負担になつてゐる事実を認識されていないのでしょうか。

諸外国の貸与奨学金制度の場合、二割あるいは三割ぐらいのデフォルトをつくつてゐる。つまり、一定の延滞とか貸倒れがあることをあらかじ

我が國の貸与奨学金の返還率、回収率は実に九割も延滞したらプラックリストに登録されるなどのペナルティー、こうした圧力の下、どんなに低賃金でも生活が苦しくても、無理をして、頑張つて頑張つて奨学金の返済をしているこの若者の現状にこそ目を向けるべきではないでしょうか。学生や若者への支援をするというならば、将来の重い負担となってしまうローン型の奨学金をせめて無利子のみにすることが必要です。今、奨学金返済に苦しんでいる皆さんの救済策として、猶予期間の延長や延滞金の廃止なども必要です。そして、何より、全ての学生の学費そのものの値下げにこそ踏み出すべきではないでしょうか。

私たち日本共産党は、国民の教育費負担をこれ以上増やさない、高等教育予算の抜本的な拡充へ、眞の高等教育無償化を目指して、皆さんと力を合わせ頑張り抜く決意を申し述べ、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票終了]

賛成 反対 よつて、本案は可決されました。(拍手) 百八十五 四十五

○議長(伊達志一君) 日程第三 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長 浜野喜史君。

す。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

す。
投票総数
賛成
二百二十九
二百二十九

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 日程第四 民事執行法及び
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の
実施に関する法律の一項を改正する法律案(内閣
提出、衆議院美守一君)を議題といたします。

山信一君。法務委員長横
ます、委員長の報告を求めます。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

大学等における修学の支援に関する法律案 特許法等の一部を改正する
側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(伊達忠一君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。牧山ひろえ君。

〔牧山ひろえ君登壇、拍手〕

○牧山ひろえ君 立憲民主党・民友会・希望の会の牧山ひろえです。

私は、会派を代表して、政府提出の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論をいたします。

子育てや教育に係る費用負担の軽減という観点からは、私たちも幼児教育、保育の無償化には一定の意義があると考えています。しかし、幼児教育、保育の無償化の前に、何より、全ての子供が安全で質の高い幼児教育、保育を受けられる環境を備えなければなりません。その環境整備をすることがなく、ただ単に幼児教育、保育の無償化を推し進めれば、待機児童問題はますます悪化し、安全性を欠く、質の悪い幼児教育、保育が横行するでしょう。そして、保育士、幼稚園教諭のなり手不足で現場が疲弊して、より一層人手不足に拍車が掛かり、結果として、無償化どころか幼児教育、保育を受けられない子供がたくさん生じることになります。

子ども・子育て政策の根幹をゆがめる本改正案について、以下、具体的に問題点を申し述べます。

第一の問題は、幼保無償化は待機児童対策にはならないということです。そして、現在でも深刻な待機児童問題をより悪化させるリスクがあることです。

この懸念に対して政府は、二〇二二年度末に女性の就業率がほかの先進国並みの八割まで上昇することを想定して、必要な保育の受皿を推計し整備に向けた取組を行っていることを根拠として、保育二一・二の増大に十分対応可能であると答弁しています。政府は、マクロの理論計算としては成

り立つと主張するかもしませんが、地域ごとの保育ニーズの多様性、すなわち地域的な偏りによる待機児童の発生や、幼稚園と保育所の支援の不均衡を原因とする幼稚園予定組から保育園への流入など、ミクロの面からの検討は不十分です。

幼児教育、保育の無償化は、預け先のない方々にとつて何の意味もありません。幼児教育、保育の無償化よりも、待機児童をゼロにすることを優先するべきです。

第二の問題は、保育の質を更に低下させる懸念を拭い切れない点です。

現在の制度設計のままですると、質の悪い、劣悪な施設も無償化の対象になります。認可外保育施設を基準なく全て無償化の対象とすることで、保育の質が公的保障されていない施設でも利用が促される可能性があります。もちろん、保育の質を高く保つ認可外施設も存在していますが、他方で、二〇〇八年から二〇一七年までの十年間で累計百三十九人の子供の命が保育に関連して失われているという看過できない現実もあります。

私は、命を守りたいという思いで政治の世界に飛び込みましたが、本当に子供たちの命に関わる状況なのです。このような保育事故や保育虐待をしているにもかかわらず、政府は都道府県ごとに僅か職員一名増員分の財政措置しかついていません。

また、無償化と保育の質の評価がセットになつているのが世界のスタンダードですが、今回の制度設計においてはそうなつております。保育の評価が後回しにされることとは、今回の制度設

質の改善の重要性を強調するものの、肝腎の具体的策については旧来の延長線上の新味のないものばかりです。現在の政府の制度設計では、無償化と保育の質を両立させるという意識に乏しいとしか思えません。

第三の問題は、保育の量的拡充、そして質の向上に不可欠な保育士、幼稚園教諭の待遇改善への取組が極めて不十分なことです。

総理は、答弁では待遇改善は重要との認識を示していますが、今年度の具体的な政策として現れたのが、たった月額三千円相当、年額にして三・六万円の処遇改善です。平成二十九年度の保育士や幼稚園教諭の年間給与額は三百四十二万円でした。全職種の年間給与額が四百九十一万円であるのに比べて、百五十万円もの開きがあります。保育士、幼稚園教諭が日々担つている重責に対して、余りにも給与が安過ぎます。まさに、口先だけで重要なと言つてはいるだけで、内容が伴つてないのです。

そもそも、幼児教育、保育は、担い手である保育士や幼稚園教諭なしには成り立ちません。幼児教育、保育の無償化に使う予算を、保育士、幼稚園教諭の給与の改善に大胆に投じ、保育士や幼稚園教諭の職責に見合う給与を手にできるよう施策を講じるべきです。ですが、政府・与党は、その趣旨で提出された野党提案の議員立法に取り合おうともしません。そもそも、政府・与党は、保育士、幼稚園教諭の職責の重さを適正に評価せず、軽んじてはいると言わざるを得ません。

今挙げた以外も、無償化に伴う問題点は数え上げれば切りがありません。今回の無償化では、給付額を見ると高所得者層に手厚い配分となつているため、子育て世代に格差の拡大と著しい分断をもたらす懸念があること、地方自治体の自主性、団体自治を踏みにじる政策決定が行われたこと、指定都市、中核市を除く市町村は、認可外保育施設等に対する指導監督権限を持たないため、市民

への説明責任を果たすことが困難なことなどであります。

無償化という方向性自体は肯定し得るとしても、肝腎の制度設計は稚拙にして矛盾の多いものと言わざるを得ません。元々、この無償化といいう政策は、選挙向けの政策として深い検討のない生えのまま打ち上げられました。そして、後から無理につじつまを合わせようとしたという経緯がこのような状況を生んでしまったと言わざるを得ません。その当然の結果とというべきか、今回の無償化は、長期方針も一貫性もない、安易かつ目先のばらまきとなつてしまっています。

日本は子供のためにもっとお金を使うべきです。しかし、今回の無償化案は、不平等、不公平な施設も無償化の対象となります。認可外保育施設を基準なく全て無償化の対象として、保育の質が公的保障されていない施設でも利用が促される可能性があります。もちろん、保育の質を高く保つ認可外施設も存在していますが、他方で、余りにも給与が安過ぎます。まさに、口先だけで重要なと言つてはいるだけで、内容が伴つていな

いのです。

日本は子供のためにもっとお金を使うべきです。しかし、今回の無償化案は、不平等、不公平な施設も無償化の対象となります。認可外保育施設を基準なく全て無償化の対象として、保育の質が公的保障されていない施設でも利用が促される可能性があります。もちろん、保育の質を高く保つ認可外施設も存在していますが、他方で、余りにも給与が安過ぎます。まさに、口先だけで重要なと言つてはいるだけで、内容が伴つていな

いのです。

○議長(伊達忠一君) 清水貴之君。

〔清水貴之君登壇、拍手〕

○清水貴之君 日本維新の会・希望の党の清水貴之です。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論をいたします。

我が党では少子化対策として憲法改正による教育無償化を掲げており、幼児教育の一・部無償化は、現役世代に向けた社会保障の充実という点でも意義のある政策であると考えています。

しかししながら、保育を始めとした幼児教育は、現役世代に向けた社会保障の充実という点でも意義のある政策であると考えています。

自治体に権限と財源を移譲し、地域の創意工夫

夫で住民サービスの向上に努めるのが本来の姿です。全国市長会からは、本法案の内容に対する反対意見や、ベビーシッターに関する基準を整備してほしいという要求が上がっていましたが、現場において発生する様々な課題に対しても、国ではなく、それぞれの自治体が状況に応じて判断し、対応可能なスキームが求められているのではないかでしょうか。

統治機構改革の観点からも、保育を始めとした幼児教育については、抜本的に国、地方の役割の見直しが必要であると考えます。

また、我が党は、教育無償化に必要な財源は行財政改革による財源の捻出を主張していますが、政府では身を切る改革もなく、国民に景気回復の実感もない中で、消費増税により無償化を進める姿勢には疑問を感じざるを得ません。改めて、日本維新の会は、消費税増税については凍結すべき立場であることを申し上げます。

今回の無償化により保育ニーズのますますの伸びが予想されますが、待機児童問題や保育士不足の問題が解決されているわけではありません。保育士の待遇については以前から課題となつておおり、待遇改善に向けて様々な取組が進められていますが、離職率の高さや平均勤続年数に大幅な改善は見られないのが実態です。保育ニーズに応えるため、派遣事業者を利用し保育士確保が行われているケースも散見されますが、派遣事業者が介入することにより、本来解決しなければならない保育士の待遇改善という目的が二の次になつていることは本末転倒です。

保育士確保のために費やされる予算が本来の趣旨に充當されるよう、その制度運用について政府としてもしっかりと実態を把握する必要があることを申し上げておきます。

また、質の高い保育が提供されるためには、監査が適切に行われることが必要です。

認可外保育施設の立入検査については、国が都道府県知事等による実地検査を行うことを求めています。この立入検査ですが、例えば、ベビーホテルについては必ず年一回行うことになります。

て、その他の認可外保育施設については年一回以上行うことが原則です。しかし、平成二十八年度の立入調査の実施率は、ベビーホテルについては七三%、認可外保育施設全体としては六八%など、「必ず」や「原則」が守られているとは言えません。

今回の無償化の対象にはベビーシッターやファミリー・サポート・センター事業も含まれます。しかし、ベビーシッターについては、公的資格もなく、都道府県に届け出れば業務を始めることができ、実際の利用状況を把握することが困難です。また、ファミリー・サポート・センター事業については、安全に関する明確な基準がありません。

このように、子供の命を守る最低ラインの基準がない施設を無償化の対象に含めることが妥当なことかどうかは疑問です。体制の強化や人員配置の改善など、国が主体的に指導監督の徹底を自治体に促し、無償化に向けての準備をしっかりと進めたいことを強く求めます。

安倍総理は、新三本の矢として希望出生率を一・八にするという目標を掲げていますが、出生数の低下に歯止めは掛からず、とうとう出生数は昨年九十二万人にまで下がりました。

しかしながら、今回の幼児教育無償化は、どの所得階層においても教育費負担の軽減が希望する数の子供を持つインセンティブになるというエビデンスに基づくものであり、我が党としても効果を期待するところです。

昨年から今年にかけて児童虐待による痛ましい事件が続き、子供を守る仕組みが不十分であるという悲しい現実が明らかになりました。

児童相談所間での広域的な情報共有が不十分な実態に対しても、全国ネットワークの整備のほか、

児童相談所の機能強化に向けた増員や、警察組織や弁護士等との連携強化等、虐待死ゼロに向け、実効性の高い取組を一刻も早く進めなければなりません。

今日本には、命の大切さを叫ぶだけでは解決しない問題が横たわっています。幼児教育の一部無償化だけでなく、社会全体が子供を守ること、子育て世帯を支援する仕組みを十分に整えていくべきです。

社会全体として子育て世帯を支援していくことが豊かな未来につながるものと考えます。そのためにも、私たち日本維新の会は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に賛成という立場を表明しまして、討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 田村智子君。

〔田村智子君登壇、拍手〕

○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案、いわゆる幼児教育無償化法案に反対の討論を行います。

第一に、政府の言う幼児教育無償化が消費税率一〇%への引上げを前提としていることです。安倍総理を先頭に、政府は、幼児教育無償化には安定財源が必要で、それは消費税增收分を充てるなど繰り返し主張しています。このように、消費税率を一〇%にしなければ幼児教育無償化はできない、それでも消費税増税に反対するのかと國民を脅し付けるようなやり方を断じて認めるわけにはいきません。

消費税は、とりわけ低所得の子育て世帯にとって重い負担となることは明らかです。プレミアム商品券などの極めて一時的な対策では、焼け石に水にもなりません。また、生活保護世帯、一人親世帯の住民税非課税世帯は、今でも保育料は無償の措置がとられており、この法案による新たな負担軽減もありません。

既に、消費税率引上げ時に一気に物価が上昇するのを抑えるためだとして、食品、生活必需品の値上げが相次いでいます。この上、消費税一〇%への引上げとなれば、どれほど強く耐え難い痛みになるかを直視すべきです。消費税増税を中止し、我が党が繰り返し提案しているように、大企業、富裕層への公正な課税によって、まともな幼児教育、保育の無償化政策を進めるよう強く求めらるものです。

第二に、本法案は、認可外施設へ公的給付を制度化するだけの内容であり、これでは、保育の質を担保する最低基準を事実上掘り崩すことになります。

認可外施設を利用せざるを得ない保護者にも無償化相当の支援が必要だと説明しています。

しかし、法案では、待機児童のいる場合といふ限定もなく、認可保育所に移行するまでの限られた時間で位置付けもない、恒久的制度として認可外施設や事業への給付制度を規定しています。それどころか、認可外保育施設指導監督基準を満たさなくとも、五年間、公的給付の対象とするこれまで定めているのです。認可外保育施設指導監督基準は、保育の質を保障する基準ではありません。子供の命と安全を守る、まさにぎりぎりの監督基準です。

昨年十月、練馬区の認可外施設で午睡中の乳児死亡事故が発生、この施設は、事故直前とその前年に指導監督基準違反では正指導されていたことが分かつていています。同様に是正指導が繰り返されている施設での死亡事故は、近年も相次いでいるのです。

参考人質疑では、こうした保育事故により我が子を亡くした藤井真希参考人が、五年の間、命を守る最低基準すら満たさない施設で過ごすということは、それだけ命が脅かされている、健やかな発達を保障するという観点からも、質の高い保育

官 報 (号 外)

が受けられるという状況でなくなつてしまふ、私たち遺族は、事故の教訓が生かされていないといふことに日々、本当に何ともやりきれない気持ち、五年の経過措置というのは遺族の立場から受け入れられないと厳しく指摘されました。

指導監督基準を満たしていない施設は直ちに是正させる、それができないならば、子供の命を守るために排除することが必要なのです。公的給付金の対象として指導監督基準違反の状態を五年もの間容認する」とは、絶対に認めることはできません。

そもそも、我が国の保育制度は、歴史的に認可の最低基準を満たすことが大原則とされてきました。ところが、安倍内閣は、待機児童対策を理由に、この最低基準を掘り崩す政策を次々と進めています。

企業主導型保育は、最低基準を満たさないことを前提に公費を入れる仕組みを制度化したものであります。企業が主体となつて多様な保育サービスを提供するためだとして、初めから市町村が関与しないことが特徴とされ、これが定員充足の低さ、不適切な事業者の参入などにつながり、僅か三年足らずで抜本的な見直しを余儀なくされています。

また、昨年は、国家戦略特区によって、認可保育所を一旦無認可にした上で認可化移行事業の補助対象にできるという驚くような規制緩和まで行われました。特区諮問会議で安倍総理は、大阪府知事から提案のあつた待機児童対策について、早速政府としての対応方針を決定いたしました。これによつて、従来の認可保育園の枠組みでは実現しなかつた、自治体の創意工夫による柔軟かつ適切な保育士の配置が実現しますと絶賛していますが、認可保育所において保育士配置の最低基準を割り込むことが自治体の創意工夫なのでしょうか。それでは保育の質を保障するナショナルミーティングを投げ出すのと同じではありませんか。

ためのものであり、待機児童を理由に最低基準を掘り崩す政策は即刻改めるべきです。

第三に、公立保育所での幼児教育、保育の無償化の費用が全て市町村負担となり、公立保育所減らすべきです。

らしかが過する危険性があることです
地方公務員削減を柱とする行革の押し付け、公
立保育所の運営費、施設整備費の国庫補助の廢

税を国民にのみ込ませる口実として持ち出したものと言わざるを得ません。
子供に対する政策をこのように利用することを怒りをもって抗議し、反対討論を終わります。

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。

——これにて投票を終了いたします
〔投票終了〕

賛成 投票總數 二百三十一百八十五

反対
よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後零時十五分散会

出席者は左のとおり。

議員
山添
宮沢
難波
拓君
由佳君
獎三君
杉尾
武田
秀哉君
小西
良介君
洋之君

令和元年五月十日 参議院会議録第十六号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

令和元年五月十日 参議院会議録第十六号

議長の報告事項

高階恵美子君	佐藤 正久君	西田 実仁君
福岡 資麿君	片山さつき君	山谷えり子君
鯨住裕一郎君	古賀友一郎君	滝波 宏文君
小野田紀美君	佐藤 啓君	衛藤 晟一君
徳茂 雅之君	井上 義行君	西田 実仁君
足立 敏之君	上月 良祐君	佐藤 啓君
高橋 修路君	酒井 康行君	片山さつき君
藤川 房江君	宇都 隆史君	鯨住裕一郎君
政人君	磯崎 通子君	小野田紀美君
陽輔君	石井 準一君	徳茂 雅之君
庸行君	西田 信介君	足立 敏之君
克法君	平野 達男君	高橋 修路君
房江君	宮沢 洋一君	藤川 房江君
君	岡田 直樹君	政人君
岡田 広君	西田 未松君	陽輔君
金子原二郎君	岡田 勝也君	磯崎 通子君
元榮太一郎君	岡田 勝也君	石井 準一君
薬師寺みよち君	岡田 勝也君	西田 未松君
松川 るい君	岡田 勝也君	平野 達男君
渡辺 喜美君	岡田 勝也君	宮沢 洋一君
糸数 慶子君	岡田 勝也君	岡田 直樹君
宮本 周司君	岡田 勝也君	岡田 勝也君

野上浩太郎君	牧野たかお君	山口那津男君	山本順三君
森屋石川	博崇君	藤井基之君	舞立昇治君
高野光二郎君	喜文君	吉川ゆうみ君	渡邊美樹君
宮島進藤金日子君	自見はなこ君	山下雄平君	大家敏志君
藤井喜文君	進藤金日子君	北村経夫君	島村岳君
舞立昇治君	吉川ゆうみ君	長谷川中西祐介君	三原じゅん子君
世耕弘成君	吉川ゆうみ君	松村祐介君	岩井茂樹君
藤井基之君	吉川ゆうみ君	岩井昌一君	青木一彦君
山本順三君	吉川ゆうみ君	二之湯智君	有村治子君
石川博崇君	吉川ゆうみ君	橋本祥史君	鶴保治郎君
高野光二郎君	吉川ゆうみ君	鶴保庸介君	愛知聖子君
宮島喜文君	吉川ゆうみ君	藤木眞也君	伊波洋一君
藤井喜文君	吉川ゆうみ君	伊波洋一君	中西哲君
舞立昇治君	吉川ゆうみ君	中西哲君	平山佐知子君
世耕弘成君	吉川ゆうみ君	伸吾君	森屋宏君
藤井基之君	吉川ゆうみ君	伸吾君	三宅

馬場	堂故	成志君
中泉	松司君	茂君
二之湯武吏	石井	浩郎君
佐藤	森	まさこ君
塙田	一郎君	
水落	敏栄君	
松下	新平君	
石井みどり君		
山本	柳本	卓治君
溝手	顯正君	
尾辻	秀久君	
山東	矢田わか子君	誠君
片山	浜口	大介君
磯崎	哲史君	
川合	森	アントニオ猪木君
木戸口	木戸口英司君	
山口	和之君	
清水	貴之君	
徳永	光男君	エリ君
足立	信也君	孝典君
田名部匡代君	櫻井	ゆうこ君
中山	小林	恭子君
大塚	柳田	正夫君
松沢	成文君	耕平君

農林水産委員会	農林水産委員会に付託	農林水産委員会に付託	農林水産委員会に付託	農林水産委員会に付託
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三号)	外交防衛委員会に付託	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三号)	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三号)	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	三木 享君	三木 享君	三木 享君	三木 享君
一千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣法第四号)	補欠	補欠	補欠	補欠
二千一年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件(閣法第五号)	佐々木さやか君	吉田 博美君	柳田 稔君	木村 義雄君
同日議長において、次のとおり特別委員の補欠を指名した。	竹谷とし子君	大沼みづほ君	大沼みづほ君	武見 敬三君
消費者問題に関する特別委員会に付託した。	佐々木さやか君	吉田 博美君	吉田 博美君	岡田 直樹君
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	柳田 稔君	又市 征治君	石上 俊雄君	竹谷とし子君
一千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣法第四号)	竹谷とし子君	由佳君	佐々木さやか君	佐々木さやか君
二千一年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件(閣法第五号)	宮沢 由佳君	柳田 稔君	吉田 博美君	藤木 真也君
農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三号)	佐々木さやか君	吉田 博美君	柳田 稔君	岩井 茂樹君
農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三号)	佐々木さやか君	吉田 博美君	吉田 博美君	進藤金日子君
農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三号)	佐々木さやか君	吉田 博美君	吉田 博美君	佐々木さやか君

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 省エネ基準の適合義務制度の対象の拡大が市場の混乱につながることのないよう、関係省令等の制定から施行までに十分な準備期間を置いて、制度を運用する地方公共団体等の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。

二 届出制度の審査手続の合理化を踏まえ、制度を運用する地方公共団体に指針を示すこと等により、省エネ基準不適合物件への指示・命令等がより的確に行われるよう促すこと。

三 説明義務制度等が円滑に導入されるよう、省エネ基準の簡素化等を進めるとともに、省エネ基準や省エネ改修に関する技術等に係る中小工務店及び建築士等に向けた講習会等の実施を積極的に推進すること。

四 地域の気候風土に対応した伝統的構法による住宅・建築物の建設に支障を与えないよう、省エネ基準の適正化を検討するとともに、伝統的構法による木造住宅等の省エネ性能の向上を引き続き支援すること。

五 地方公共団体が条例により省エネ基準を付加するに当たり、円滑な実施に向け、多様なケースに応できるよう指針を作成するなど、必要な支援を行うこと。

六 住宅・建築物単体の省エネ性能の向上に併せて、植栽等の建物周辺の緑化を進めることによる省エネ効果に関する調査研究を推進すること。

七 地中熱を活用した冷暖房設備など、現行の省エネ基準では評価手法が確立されていない技術について、適切な評価手法を検討すること。

八 国民に対して、住宅・建築物の省エネ性能の向上の必要性、断熱性能の向上がヒートショックによって国会法第八十三条により送付する。

クの防止など居住者の健康の維持等に資することの検証結果を含む効果や本法に盛り込まれた制度等の内容を分かりやすく説明し、本法が円滑に施行される環境を整備すること。

九 建築物における熱の放出及び流入は、その多くが開口部を通じて行われることから、建築物の省エネ性能向上のため、木製サッシの活用推進を図るなど、窓枠に係る断熱性能の向上を進めること。

十 既存の住宅・建築物の省エネ改修を更に促進するため、住宅事業者による、省エネ性能に関する情報の積極的な提供を促すこと等により、建築物省エネルギー性能表示制度(BEELS)等の更なる普及を促進し、省エネ性能に優れた住宅が市場において適切に評価される環境を整備することとともに、既存ストックの更なる性能向上に向け、新技術・工法の開発支援に係る措置及び財政・税制上の支援措置を講ずること。

十一 パリ協定を踏まえた温室効果ガス排出量に係る住宅・建築物分野の二〇三〇年度の目標達成に向けて、本法に盛り込まれた措置を的確に実施し、その効果等を丁寧にフォローアップすること。また、二〇五〇年までに八〇%の温室効果ガスの削減を目指すという長期的目標の達成に向けて、戸建住宅を含むすべての住宅・建築物の省エネ対策の充実に向けた検討に引き続き取り組むこと。

十二 省エネ施工等に係る不正が見逃されることのないよう、関係機関等と連携し、審査及び監督の充実に必要な対策を講ずること。

右決議する。

平成三十一年四月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案

第一條 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「講すべき措置」を「講すべき措置等」に、「第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置(第二十七条・第二十八条の二・第二十八条の四)」に改める。

第二條 第二号中「第六条第一項及び第二十九条第一項」を「第六条第一項及び第二十九条第三項」に改める。

第六条第二項を削り、同条第一項中「建築等(建築物の新築・増築若しくは改築(以下「建築」という)」を「修繕等(に、「模様替又は」を「模様替」に、「設置若しくは」を「設置又は」に改め、「をいう」の下に)」第二十九条第一項において同じ」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

建築主(次章第一節若しくは第二節又は附則第三条の規定が適用される者を除く。)は、その建築(建築物の新築・増築又は改築をいふ。以下同じ。)をしようとする建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十七条の見出し中「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改める。

第二十八条の見出し中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に改め、同条第一項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「であつてその新築する一戸建ての住宅の戸数が政令で定める数以

第十九条に次の二項を加える。

4 建築主は、第一項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であつて第十二条第一項の建物工エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日前」で、第二項中「二十一日前」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置(第二十六条の二・第二十七条・第二十八条)

第三章第四節中第二十七条の前に次の二条を加える。

(特定建築主の努力)

第二十六条の二 特定建築主(自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅(以下「分譲型一戸建て規格住宅」という。)の戸数が政令で定める数以上であるものをいふ。以下同じ。)は、第六条に定めるものばかり、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十七条の見出し中「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改める。

第三章の章名中「措置」を「措置等」に改める。

上であるものが新築する一戸建ての住宅を「の新築する分譲型一戸建て規格住宅」に、「その新築する一戸建ての住宅」を「その新築する分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条第二項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に改め、同条第三項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「二戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に、「政令で定める審議会」を「社会資本整備審議会」に改め、同条第四項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改める。

第三章に次の二節を加える。

第五節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

(特定建設工事業者の努力)

第二十八条の二 特定建設工事業者(自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づき住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その新たに建設する当該規格に基づく住宅(以下「請負型規格住宅」といいう。)の戸数が政令で定める住宅の区分(第二十一条の四第一項において「住宅区分」という。)ごとに政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。)は、その新たに建設する請負型規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。(請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上に関する基準)

第二十八条の三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

2 前項に規定する基準は、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能が最も優れているものの当該

エネルギー消費性能、請負型規格住宅に関する技術開発の将来の見通しその他的事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これら事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(特定建設工事業者に対する勧告及び命令等)

第二十八条の四 國土交通大臣は、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅(その戸数が第二十八条の二の政令で定める数未満となる住宅区分に係るもの除く。以下この条において同じ。)につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定建設工事業者に対し、その目標

を示して、その新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 國土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定建設工事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 國土交通大臣は、第一項の勧告を受けた特定建設工事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、前条第一項に規定する基準に照らして特定建設工事業者が行うべきその新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定建設工事業者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 國土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅に係る業務の状況に関する報告させ、又はその職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場若しくは特定建

設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の規定による立入検査について準用する。

第二十九条第一項中「修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修」を「若しくは修繕等」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十九条第一項中「修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修」を「若しくは修繕等」に改め、同条に次の二項を加える。

一 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が若しくはその工事現場に立ち入り、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。

二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。

三 第三十条第一項第一号中「当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が、」を「申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準」に改め、「一定める基準」の下に「を」という。第四号及び第三十五条第一項において同じ。」を加え、同項に次の二号を加える。

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されてい場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものである」と。

第三十条第一項中「他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準」に改め、「一定める基準」の下に「を」という。第四号及び第三十五条第一項において同じ。」を加え、同項に次の二号を加える。

五 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されてい場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものである」と。

第三十条第一項中「他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準」に改め、「一定める基準」の下に「を」という。第四号及び第三十五条第一項において同じ。」を加え、同項に次の二号を加える。

六 第三十二条第一項中「次条及び第三十五条において」を「以下」に改める。

第二十九条第一項第一号に掲げる基準を「建築物エネルギー消費性能誘導基準」に改め、同条に次の二項を加える。

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に「建築物エネルギー消費性能誘導基準」を「建築物エネルギー消費性能誘導基準」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十二条第一項第一号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当

官 報 (号 外)

項に改め、同条第九項中「同項」を「第一条第二項の条例が定められてゐる場合を除き、第十九条第一項に改め、同条を第三十五条とし、第二十九条を第三十四条とする。

第二十八条の四第一項中「第二十八条の二」を「第三十一条に改め、第三章第五節中同条を第三十三条」とし、第二十八条の三を第三十二条とする。

第二十八条の二中「第二十八条の四第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十一条

六十条第一項に改め、同条を第四十五条とし、第三十九条を第四十四条とする。
第三十八条第一項中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、第五章中同条を第四十三条とし、第三十七条を第四十二条とし、第三十六条を第四十一条とする。
第三十五条第二項中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、第四章中同条を第四十条とする。
第三十四条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十九条とし、第三十二条を第三十八条とする。
第三十二条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十七条とし、第三十三条を第三十六条とする。
第三十条第一項第一号中「第三十五条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第八項中「を除き、同条第三項」を「及び第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十二条第三

費性能に係る評価及び説明
第二十七条 建築士は、小規模建築物・特定建築物及び第十九条第一項第一号に規定する建築物以外の建築物(第十八条各号のいずれかに該当するものを除く)をいう。以下この条において同じ。)の建築・特定建築行為又は第十九条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの及びエネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。次項において同じ。)に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果(当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあっては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためるべき措置を含む。)について、国土交通省令で定める事項

令和元年五月十日 参議院会議録第十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案

大学等における修学の支援に関する法律案

1

2 前項の規定は、小規模建築物の建築に係る
を記載した書面を交付して説明しなければなら
らない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（経過措置） 第二条並びに附則第三条及び第七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 第一条の規定による改正後の建築物の工
ネルギー消費性能の向上に関する法律(次項に
おいて「新法」という)第十九条第四項の規定
は、この法律の施行の日(次項において「施行
日」という。)から起算して二十一日を経過した
日以後にその工事に着手する建築物の工エネ
ルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一
項各号に掲げる行為について適用し、同日前に
その工事に着手する同項各号に掲げる行為につ

2 新法附則第三条第五項の規定は、施行日から起算して二十一日を経過した日以後にその工事に着手する特定増改築(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第三条第一項に規定する特定増改築をいい、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行うものに限る。以下この項において同じ。)について適用し、同日前にその工事に着手する特定増改築については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「この法律」といふ)第十一條第一項において「第二号新法」といふ。第一項に規定する特定建築行為に該当する行為のうち第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この法律といふ)第十一條第一項において「第一号旧法」といふ。)

5 めに係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。

第二号新法第二十七条の規定は、第二号施行日以後に建築士が委託を受けた同条第一項に規定する小規模建築物の建築に係る設計について適用する。

項の条例が定められている場合を除き、同法第十二条第三項に改め、同条第九項中「同項」を「同法第一条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十九条第一項」に改める。

定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

審査報告書
大学等における修学の支援に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

文教科學委員長
參議院議長 伊達忠一殿

要領書

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講じようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に必要な経費は、来年度以降計上さる。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」における「無償教育の漸進的な導入」の実現に向け、政府は教育費の負担軽減策に取り組むこと。

二、政府は、本支援制度の安定的運用及び更なる高等教育における教育費の負担軽減策を講じることができるよう、安定的な財源の確保に努めること。

三、大学等の確認要件を文部科学省令で定めるに当たっては、大学の自治等への過度な干渉とならないよう、十分配慮すること。

四、各高等学校等において本人の学習意欲や進学目的等を確認するに当たっては、公平性・公正性が確保され、学校によって運用にばらつきがないよう、判断基準等についてガイドライン等により各学校へ示すこと。

五、学生等に対する支援の継続を判断するに当たり、相対評価による学業成績の判定においては、必ずしも本人の努力不足による成績不振とは言えない場合があることを踏まえ、低所得世帯の者の修学の支援という本支援制度の趣旨を没却するがないよう、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を適切に講じること。

六、学生等ができる限り安心して学業に専念できるよう、支援を打ち切る場合や学資支給金を返還させる場合については、その判断基準や具体的な実施方法をあらかじめ明確にするなど、慎重な運用を行うこと。

七、本法附則第三条による施行後四年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方にについて検討を行い、必要があると認める場合は、早期に対応を図るよう努めること。また、

意見の聴取や情報公開の充実を図るなど、でき

る限り学生等のニーズに応えた制度設計が図られるよう努めること。

八、高等教育に係る費用は中間所得層にとつても重い負担となっていることに鑑み、あらゆる財源確保に向けて努力し、各大学等による授業料の適切な設定を可能にするための環境整備に努めること。

九、政府及び独立行政法人日本学生支援機構は、本支援制度の実施により、学生等への経済的支援制度が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、貸与型奨学金制度を含む支援制度全般の更なる周知徹底に努めること。

十、独立行政法人日本学生支援機構が行っている貸与型奨学金について、所得連動返還方式の対象者の拡大、返還期限の猶予、延滞金の賦課率、返還負担軽減のための税制など、返還困難者の救済制度の在り方の検討に努めること。

十一、教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、有利子奨学金が事業費・貸与人數ともに無利子奨学金を上回っている現状を速やかに改善し、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。

十二、貸与型奨学金における人的保証については、奨学生及び保証人の負担が大きく、保証能

力にも限界があることを踏まえ、保証機関の健

全性を前提として保証料の引下げをはじめとした負担軽減策を講じることにより、機関保証

制度の利用促進に努めること。

十三、独立行政法人日本学生支援機構は、本法の施行に伴い業務量の増加が見込まれる中においては、

ても本支援制度が円滑に実施されるよう万全を期すとともに、国は、そのための人員の拡充を行なうなど、同機構の体制強化に努めること。

十四、低所得世帯の子供たちの学習意欲を高めるため、ロールモデルの提示や教科指導等の支援を行うとともに、大学等へ安心して進学できるようにするため、専門家等による教育相談体制の整備充実を図ること。

右決議する。

大学等における修学の支援に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十一年四月十一日

参議院議長 伊達 忠一 殿

衆議院議長 大島 理森

大学等における修学の支援に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則(第三条)

第二節 学資支給(第四条・第五条)

第三節 授業料等減免(第六条・第十六条)

第三章 雜則(第十七条・第十八条)

第四章 罰則(第十九条)

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、眞に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子

どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「大学等」とは、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。)、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校(第七条第一項及び第十条において「専門学校」という。)をいう。

第三条 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第四条 学資支給は、学資支給金(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。)の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

(授業料等減免)

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等(授業料及び入学金をいう。同項において同じ。)の減免とする。

(大学等の確認)

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者(以下「文部科学大臣等」という。)に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校(いすれも学校教育

法第二条第二項に規定する国立学校又は私立

学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。)並びに国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。)が設置する専門学校 文部

科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国(行政機関の長)

三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十一条第一号において同じ。)が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣(同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。)

四 地方公共団体が設置する大学等 公共団体の長

五 公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。)が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第

二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。)が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校(前各号に掲げるものを除く。)

当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認(以下単に「確認」という。)を求められた場合において、当該一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。)を満たしていると認めることは、その確認をするものとする。

3 前項の確認要件を満たしてゐる場合は、その確認要件を満たしてゐるとして認めるところによ

り、当該確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

4 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

5 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

6 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

7 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

8 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

9 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

10 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

11 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

12 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

13 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

14 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

15 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

16 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

17 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

18 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

19 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

20 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

21 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

22 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

23 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

24 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

25 前項の確認要件を満たさない場合は、その確認要件を満たさないとして認める。

なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定め

る基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

第九条 確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他事情を考慮して、政令で定めるところによ

る。

10 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に関し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなつた場合等の届出)

11 前二項に定めるところとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

12 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。

13 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。

14 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

15 第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定(以下この条において單に「認定」という。)を取り消すことができる。

16 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

17 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

18 三 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

19 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

20 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

21 三 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

22 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

23 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

24 三 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

25 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

26 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

27 三 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

28 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

29 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

30 三 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

31 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

32 二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

33 三 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体

三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

五 専門学校(前各号に掲げるものを除く。)を所管する都道府県知事

六 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

七 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

八 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

九 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

十 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

十一 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

十二 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

十三 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

十四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

十五 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

十六 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

十七 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

十八 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

十九 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十一 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十二 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十三 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十五 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十六 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十七 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十八 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

二十九 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

三十 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日まで定めの施行の日の属する年の四月一日まで(前項の間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。)

(施行前の準備)

第二条 この法律を施行するためには、必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行ったための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人

日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定による国との支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は」の下に「大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律

等(以下この項において「確認大学等」という。)に在学する」を、「認定された者」の下に「(同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、當該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。)」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しへとして「(補助金)」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機関に対するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を加える。

第二十三条の三を削る。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法(以下この項において「新機構法」という。)の規定は、この法律の施行後に

新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に

前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法(以下この項において「旧機構法」という。)第十七条の二第一項の規定により認定された者に対しても適用する。

附則第四条及び第五条を削る。

(地方財政法の一部改正)

(地方財政法の一部改正)

第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のようにより改正する。

第十条 都道府県知事の認定を受けた専門学校(地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。)に係る授業料等減免に要する経費

(地方税法の一部改正)

二 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金(以下この項において単に「学資支給基金」という。)は、旧学資支給金の支給が終了するまでの間、存続するものとする。

第三百四十八条第一項第十二号中「第二項」を「第四項」に改める。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十一条の三及び第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで(残余がない場合にあっては、前項の支給が終了する日まで)の間は、なおその効力を有する。

(独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給基金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。)

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項(第十三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日(当該施行の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第十三条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「(一)又は交付業務(同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ。)」を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第号)第十条に規定する法律(令和元年法律第号)第十条に規定する減免費用(私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。)に充てるための資金(以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。)を交付するため必要な国との資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「(交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ。)」を加える。

第二十七条中第二十三条第一項第一号の下に及び第四項を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条规定の「第二十二条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

下に「及び第四項」を加える。

まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証人に対し、査証を命ずることができる。ただし、当該証拠の収集に要すべき時間又は査証を受けるべき当事者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当地ないと認めるときは、この限りでない。

2 査証の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 1 特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことなどを疑うに足りる相当な理由があると認められるべき事由。
- 2 査証の対象とすべき書類等を特定するに足りる事項及び書類等の所在地。
- 3 立証されるべき事実及びこれと査証により得られる証拠との関係。

4 申立人が自ら又は他の手段によつては、前号に規定する証拠の収集を行うことができない理由。

5 第百五条の二の四第一項の裁判所の許可を受けようとする場合にあつては、当該許可に係る措置及びその必要性。

3 裁判所は、第一項の規定による命令をした後において、同項ただし書に規定する事情により査証をすることが相当でないと認められるに至つたときは、その命令を取り消すことができる。

4 査証の命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(査証人の指定等)

第百五条の二の一 査証は、査証人がする。

2 査証人は、裁判所が指定する。

3 裁判所は、円滑に査証をするために必要と認められるときは、当事者の申立てにより、執行官に対し、査証人が査証をするに際して必要な援助をすることを命ずることができるもの。

（忌避）
第一百五条の二の一の二 査証人について誠実に査証をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その査証人が査証をする前に、これを忌避することができる。査証人が査証をした場合であつても、その後に、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知つたときは、同様とする。

2 民事訴訟法第二百十四条规定から第四項までの規定は、前項の忌避の申立て及びこれに対する決定について準用する。この場合において、同条第二項中「受訴裁判所、受命裁判官又は受託裁判官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

(査証)
第一百五条の二の四 査証人は、第一百五条の二第一項の規定による命令が発せられたときは、査証をし、その結果についての報告書(以下「査証報告書」という。)を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

2 査証人は、査証をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場、事務所その他の場所(次項及び次条において「工場等」という。)に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができるほか、装置の作動、計測、実験その他査証のために必要な措置として裁判所の許可を受けた措置をとることができる。

3 執行官は、第一百五条の二の二第三項の必要な援助をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場等に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、査証人を補助するため、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができる。

4 前二項の場合において、査証を受ける当事者は、あらかじめ査証を受けた当事者の同意を得なければならぬ。

(査証報告書の写しの送達等)
第一百五条の二の六 裁判所は、査証報告書が提出されたときは、その写しを、査証を受けた当事者に送達しなければならない。

2 査証を受けた当事者は、査証報告書の写しの送達を受けた日から二週間以内に、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないことを申し立てることができる。

3 裁判所は、前項の規定による申立てがあつた場合において、正当な理由があると認めるときは、決定で、査証報告書の全部又は一部を申立人に開示しないこととすることができる。

4 裁判所は、前項に規定する正当な理由があるかどうかについて査証報告書の全部又は一部を開示してその意見を聽くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示することができる。ただし、当事者等、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示するときには、あらかじめ査証を受けた当事者の同意を得なければならない。

5 第二項の規定による申立てを却下する決定及び第三項の査証報告書の全部又は一部を開示する決定に對しては、即時抗告することができる。

(査証報告書の閲覧等)
第一百五条の二の七 申立人及び査証を受けた当事者は、前条第二項に規定する期間内に査証を受けた当事者の申立てがなかつたとき、又は同項の規定による申立てについての裁判が確定したときは、裁判所書記官に対し、同条第三項の規定により全部を開示しないこととされた場合を開除され、査証報告書(同項の規定により一部を開示しないこととされた場合にあつては、当該一部の記載を除く。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項に規定する場合のほか、何人も、その提出された査証報告書の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を求めることができない。

3 民事訴訟法第九十一一条第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する査証報告書について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「特許法第一百五条の二の七第一項」と、「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は査証を受けた当事者」と読み替えるものとする。

(査証人の証言拒絶権)
第一百五条の二の八 査証人又は査証人であつた者が査証に関して知得した秘密に関する事項について証人として尋問を受ける場合には、その証言を拒むことができる。

2 民事訴訟法第一百九十七条规定は、前項の場合に準用する。

(査証人の旅費等)
第一百五条の二の九 査証人に関する旅費、日当及び宿泊料並びに査証料及び査証に必要な費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法

(内装の意匠)

第八条の一 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(以下「内装」という)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第十条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改め、「第四十三条第一項」の下に「第四十三条の二第一項」を加え、「第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項に掲載される事項が掲載されたものを除く。)」の発行の日を「当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日」に改め、同項に次

のただし書を加える。

ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第四十四条の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

第十条第四項中「本意匠に係る二以上の関連意匠」を「関連意匠の意匠登録出願があつた場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠(当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠)をい

う。以下同じ。)に係る関連意匠(当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。)にそれぞれ該当する二以上の意匠」に、「があつた」を「あつたに、「これらの関連意匠」を「これらの意匠」に改め、同項を「同条第七項」とし、同条第三項を削り、「同条第二項中「前項」を「第一項及び第四項」に改め、同項を「同条第六項」とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

第十条に次の二項を加える。

8 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠

(当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若

しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し

たとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十

四条第四項の規定により消滅したとき、無効

された意匠のうち前項の規定により

意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同

する意匠についての第三条の二ただし書の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

3 第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条の二ただし書の規定の適用については、同条第一項第一号に改め、「第四十三条の二第二項(第十五条第一項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求したときは、第三十条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものに限る。」とする。

4 第一項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。

5 前項の場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。

第十一条に次の二項を加える。

6 前項に規定する場合において、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠

(当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若

しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し

たとき、又は当該関連意匠の意匠権が第四十

四条第四項の規定により消滅したとき、無効

された意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同

にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。)と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。)を含む。以下同じ。)を「物品、建築物若しくは画像(その画像を表示する機能を有するプログラム等を含む。第六十一条及び第六十五条第一号を除き、以下同じ。)又はプログラム等(画像を表示する機能を有する機器(以下「一般画像記録媒体等」という。)又はプログラム等(画像を表示する機能を有する機器(以下「プログラム等記録媒体等」という。)若しくは画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器(以下「一般画像記録媒体等」という。)又はプログラム等(画像を表示する機能を有する機器(以下「プログラム等記録媒体等」という。)一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

第十条の二第二項ただし書及び第三項中「同

法」の下に「第四十三条の二第二項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び」を加え

ることとする。

第十一条に次の二項を加える。

7 第二十二条第一項中「設定の登録」を「意匠登

録出願」に、「二十年」を「二十五年」に改め、同

条第二項中「本意匠の意匠権の設定の登録」を「基礎意匠の意匠登録出願」に、「二十年」を「二十五年」に改める。

第二十二条及び第二十六条の二第二項中「本

意匠」を「基礎意匠」に改める。

第二十七条第一項ただし書及び第三項中「本

意匠」を「基礎意匠」に、「すべて」を「全て」に改める。

法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。)を含む。以下同じ。)を「物品、建築物若しくは画像(その画像を表示

する機能を有するプログラム等を含む。第六十一条及び第六十五条第一号を除き、以下同じ。)又はプログラム等(画像を表示する機能を有する機器(以下「一般画像記録媒体等」という。)又はプログラム等(画像を表示する機能を有する機器(以下「プログラム等記録媒体等」という。)若しくは画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器(以下「一般画像記録媒体等」という。)又はプログラム等(画像を表示する機能を有する機器(以下「プログラム等記録媒体等」という。)一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

第十一条の二第二項ただし書及び第三項中「同

法」の下に「第四十三条の二第二項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び」を加え

ることとする。

第十一条に次の二項を加える。

8 第二十二条第一項中「設定の登録」を「意匠登

録出願」に、「二十年」を「二十五年」に改め、同

条第二項中「本意匠の意匠権の設定の登録」を「基礎意匠の意匠登録出願」に、「二十年」を「二十五年」に改める。

第二十二条及び第二十六条の二第二項中「本

意匠」を「基礎意匠」に改める。

第二十七条第一項ただし書及び第三項中「本

意匠」を「基礎意匠」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十七条第二項中「物(プログラム等(特許

法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。)を含む。以下同じ。)を「物品、建築物若しくは画像(その画像を表示する機能を有するプログラム等を含む。第六十一条及び第六十五条第一号を除き、以下同じ。)又はプログラム等(画像を表示する機能を有する機器(以下「一般画像記録媒体等」という。)又はプログラム等(画像を表示する機能を有する機器(以下「プログラム等記録媒体等」という。)若しくは画像を記録した記録媒体若しくは内蔵する機器(以下「一般画像記録媒体等」という。)又はプログラム等(画像を表示する機能を有する機器(以下「プログラム等記録媒体等」という。)一号又は第二号に該当するに至らなかつたものとみなす。

第十一条の二第二項ただし書及び第三項中「同

法」の下に「第四十三条の二第二項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び」を加え

ることとする。

第十一条に次の二項を加える。

8 第二十二条第一項中「設定の登録」を「意匠登

録出願」に、「二十年」を「二十五年」に改め、同

条第二項中「本意匠の意匠権の設定の登録」を「基礎意匠の意匠登録出願」に、「二十年」を「二十五年」に改める。

第二十二条及び第二十六条の二第二項中「本

意匠」を「基礎意匠」に改める。

第二十七条第一項ただし書及び第三項中「本

意匠」を「基礎意匠」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十七条第二項中「物(プログラム等(特許

匠の実施に用いられることが知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為をする行為

イ 当該製造に用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該製造に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

第三十九条次の六号を加える。

四 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築にのみ用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該建築にのみ用いるプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該建築にのみ用いるプログラム等記録媒体等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

五 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築にのみ用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

六 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物を業としての譲渡又は貸渡しのために所有する行為

七 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る画像の作成にのみ用いる物品若しくは画像若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等について業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該作成にのみ用いる物品若しくは一般画像記録媒体等又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該作成にのみ用いる画像又はプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

八 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る建築物の建築に用いる物品又はプログラム等若しくはプログラム等記録媒体等(これららが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く)であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該建築に用いる物品又はプログラム

等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

第三十九条第一項中「その譲渡した物品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害行為がなれば販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において」を「次の各号に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書きを削り、同項に次の各号を加える。

一 意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額に、自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者が譲渡し若しくはプログラム等記録媒体等(これらが日本国内において広く一般に流通しているものである場合を除く)であつて当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であることを知りながら、業として行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該建築に用いる物品又はプログラム

等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

ロ 当該建築に用いるプログラム等の作成又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出をする行為

第三十九条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録意匠の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、意匠権者又は専用実施権者が、自己の意匠権又は専用実施権に係る登録意匠の実施の対価について、当該意匠権又は専用実施権の侵害がなされたことを前提として当該意匠権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該意匠権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

第五十一条中「第百五条の六」を「第百五条の二」に改める。

第四十二条第一項第一号中「第二十一年」を「二十五年」に改め、同条第三項中「第一項」を「同項」に改める。

第四十四条の三第一項第一号中「輸入し、又は」を「輸入をし、若しくは」に、「製造し、」を「製造に、」、「取得した」を「取得をした」に、「登録意匠又は」を「登録意匠若しくは」に、「物品を」を

項(第十五条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)及び、同条第二項中「第五項まで、六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第一項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する者」と、「前項」とあるのは「第二項」と、「第二項」とあるのは「同項」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第六十条の十二第二項中「第一百五条の二」を「から第百五条の二の十一まで」に、「第一百五条の二まで」を「第百五条まで、第一百五条の二の十一」に改める。

第六十条の十五及び第六十条の十六中「本意匠」を「基礎意匠」に改める。

第六十条の二十一第一項中「国際登録の日から十五年を経過した後に「するものを除く。」」を削る。

第六十四条中「又はその物品の包装にその物品」を「若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に当該物品、建築物又は画像」に、「附する」を「付する」に改める。

第六十五条第一号中「以外の物品又はその物品」を「建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその」に、「附する」を「付する」に改め、同条第一号及び第三号を次のように改める。

一 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等であつて、当該物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等である登録意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したもの

について行う次のいずれかに該当する行為

イ 当該物品、建築物又は画像記録媒体等の譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をする行為

ロ 当該画像の電気通信回線を通じた提供又はそのための展示をする行為

三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像記録媒体等の譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をする行為

イ 当該物品又は画像記録媒体等の製造若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該物品又は画像記録媒体等が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

ロ 当該建築物の建築若しくは使用をさけるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該建築物が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

ハ 当該画像の作成若しくは使用をさせるため、又は電気通信回線を通じた提供をするため、広告に当該画像が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第六十六条第三項中「すべて」を「全て」に、別表中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の第一項及び第二項を「から第五条まで」に改めること。

二号を加える。

四	第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るもの(以下「請求する者」といふ)を請求する者	一件につき四千二百円
五	第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長第十九条において準用する同法第五十条の規定により指定された期間に係るもの(以下「請求する者」といふ)を請求する者	一件につき七千二百円

<p>四</p> <p>第六十八条第一項において準用する特 別の規定による期間の延長(第十九条に 法第五十条の規定により指定された期 間)を請求する者</p>	<p>第六十八条第一項において準用する特 別の規定による期間の延長(第十九条に 法第五十条の規定により指定された期 間)を請求する者</p>
<p>標法の一部改正)</p> <p>第三十一条第一項ただし書を削る。</p> <p>第三十八条第一項中「その譲渡した商品の数 以下この項において「譲渡数量」という。」 商標権者又は専用使用権者がその侵害の行 為がなければ販売することができた商品の単位 當たりの利益の額を乗じて得た額を、商標 権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額 を超えない限度において」を「次の各号に掲げる 各号の合計額を」に改め、同項ただし書を削り、 次に次の各号を加える。</p> <p>商標権者又は専用使用権者がその侵害の 行為がなければ販売することができた商品 の単位数量当たりの利益の額に、自己の商 標権又は専用使用権を侵害した者が譲渡し た商品の数量(次号において「譲渡数量」と いふ)のうち当該商標権者又は専用使用権 者の使用の能力に応じた数量(同号におい て「使用相應数量」という。)を超えない部分 (その全部又は一部に相当する数量を当該 商標権者又は専用使用権者が販売すること ができるないとする事情があるときは、当該 事情に相当する数量(同号において「特定数</p>	<p>第六十八条第一項において準用する特 別の規定による期間の延長(第十九条に 法第五十条の規定により指定された期 間)を請求する者</p>

特許法第五条第三項 において準用する同 規間に係るものに限	一件につき四千二百円
量」という。)を控除した数量)を乗じて得た額	一件につき七千二百円

一 第三者からの情報取得手続に關し、金錢債権についての強制執行の実効性を確保する觀点から、以下の事項について留意すること。

1 近年における夫婦の離婚後の養育費の支払率が改善されていない現状を踏まえ、子の福祉に資するため、養育費が適切に支払われるよう、本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、債務者から情報の提供を求めることができる第三者から情報の提供を求めることが可能である。本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、債務者財産の範囲やその申立ての要件などについて、申立人の制度の利用のしやすさを考慮し、必要に応じて検討するよう努めるこ

2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる「生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、その他の損害賠償請求権を含め債務者の給与債権に係る情報の取得ができる損害賠償請求権の範囲について、必要に応じてその見直しを検討するよう努めるこ

3 執行官に女性がない現状を踏まえ、女性の登用の在り方などを検討するとともに、執行補助機関である執行官の負担が増大することを考慮し、執行官の適正な職務の環境整備や個々の執行官の質の更なる向上を図るために研修の充実など執行官制度の基盤の更なる整備を行うよう努めること。

4 差押禁止債権の範囲変更の制度に關し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。

1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たつてはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図ること。

5 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関し、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、競売手続の円滑性を確保しつつその実効性を図るため、刑事罰による虚偽陳述の抑止以外の更なる対策について検討するよう努めること。

三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に關し、子の福祉の觀点から、以下の事項について留意すること。

1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。

2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮する義務規定を設けた趣旨を踏ま

六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に關する諸外国における法制度や運用状況に關する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入是非について検討を行うよう努めること。

七 近年、面会交流・監護者の指定、婚姻費用の分担など家庭裁判所における離婚に關わる調停・審判などの家事事件の件数が増加傾向にある現状を踏まえ、家庭裁判所が丁寧な審理を行えるよう、その体制の整備について検討すること。

八 右決議する。

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十一年四月十六日

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

(小字及び一は衆議院修正)

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に關する法律の一部を改正する法律案

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に關する法律の一部を改正する法律案

第一条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を改正する法律

(民事執行法の一部改正)

第一条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を改正する法律

第六十八条の四 執行裁判所は、最高価買受申出人(その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この項において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと

況の調査(第百九十六条(第二百三十三条))に、「第二百四条(第二百七条)」を「第二百十二条(第二百五条)」に改める。

第一条中「財産の開示」を「財産状況の調査」に改める。

第六十五条の次に次の二条を加える。

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)

第六十五条の一 不動産の買受けの申出は、次の各号のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者(その者に法定代理人

がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者)が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができない。

一 買受けの申出をしようとする者(その者

が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条

第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この日において「暴力団員等」という。)であること。

二 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者(その者が法人である場合にあつては、その役員)が暴力団員等であること。

第六十八条の三の次に次の二条を加える。

(調査の嘱託)

第六十八条の四 執行裁判所は、最高価買受申

出人(その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この項において同じ。)が暴力

団員等に該当するか否かについて、必要な調

査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県

警察に嘱託しなければならない。ただし、最

高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと

る債権である場合(差押債権者の債権に係る

認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでない。

2 執行裁判所は、自己の計算において最高価

買受申出人に買受けの申出をさせた者がある

と認める場合には、当該買受けの申出をさせ

た者(その者が法人である場合にあつては、

その役員。以下この項において同じ。)が暴力

団員等に該当するか否かについて、必要な調

査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県

警察に嘱託しなければならない。ただし、買

受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当し

ないと認めるべき事情があるものとして最高

裁判所規則で定める場合は、この限りでな

い。

第七十一条中第七号を第八号とし、第六号を

第五号とし、第五号を第六号とし、第四号の次

に次の一号を加える。

イ 暴力団員等(買受けの申出をさせた時

に暴力団員等であつた者を含む。)

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等に

該当する者があるもの(買受けの申出が

された時にその役員のうちに暴力団員等

に該当する者があつたものを含む。)

第九十三条の四第一項たゞし書中「第一百六十

七条の十四」を「第一百六十七條の十四第一項」に

改める。

第一百二十一條中「第五十五条第一項(第二号に

係る部分に限る。)」を「第五十五条第一項第二

号に改め、「第六十四条の二の下に」、「第六十

五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五

号」を加え、「準用する」を「、それぞれ準用す

るに改める。

第一百四十五条中第五項を第六項とし、第四項

を第五項とし、第三項の次に次の二項を加え

る。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定める

ところにより、第一百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規

則で定める事項を教示しなければならない。

五百四十五条に次の二項を加える。

7 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債

権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達

をすべき場所の申出(第二十条において準用する民事訴訟法第一百十条第一項各号に掲げる

場合にあつては、公示送達の申立て。次項に

おいて同じ。)をすべきことを命ずることができる。

8 執行裁判所は、前項の申出を命じた場合に

おいて、差押債権者が同項の申出をしないとき

は、差押命令を取り消すことができる。

五百五十五条中第三項を第四項とし、第二項

を第三項とし、第一項の次に次の二項を加え

る。

2 差し押さえられた金銭債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する旨の届出をしたときは、第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。

第六十九條中第六項を第七項とし、第五項

の次に次の二項を加える。

6 差し押さえられた金銭債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合(差押債権者の債権に係る金銭債権が含まれているときを除く。)に定する債権の適用については、同項中

第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。)に

おける前項の規定の適用については、同項中

「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日

から四週間を経過するまでは、配当等を実施

してはならない。

第一百六十七条の五第二項中「から第四項まで

の規定は、」を「、第三項、第五項、第七項及び

第八項の規定は、」に改め、「について」の下に

「同条第四項の規定は差押処分を送達する場合について、それぞれ」を加え、同項に後段と

して次のように加える。

この場合において、同項中「第一百五十三条

の第一項又は第二項」とあるのは「第一百六十七条

の八第一項又は第二項」と、同条第七項及び

第八項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書

記官」と読み替えるものとする。

第一百六十七条の五第五項中「第三項及び前項」を「第一百六十一條第七項」に改め、同項を同

五百五十五条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第

5 差し押さえられた債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定す

る債権である場合(差押債権者の債権に係る

金銭債権が含まれているときを除く。)における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とする。

第一百六十六条中「差押命令及び転付命令が確定した」を転付命令が効力を生じたに改める。

第一百六十二条第六項中「第一百五十九條第六項」を「第一百五十九條第七項」に改め、「管理について」の下に「、それぞれ」を加え、「第一百六十一條第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第

五百五十五条第七項」とあるのは「第一百六十一條第七項」と読み替えるものとする。

第一百六十七条の五第五項中「第三項及び前項」を「第一百六十一條第七項」に改め、同項を同

五百五十五条第八項の規定による裁判所書記官の処

分に対する執行異議の申立ては、その告知を

並びに「」を「前二項及び」に改め、同条に次の三項を加える。

6 第二項において読み替えて準用する第一百四

十五条第八項の規定による裁判所書記官の処

受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

7 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

8 第二項において読み替えて準用する第百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の处分は、確定しなければその効力を生じない。

第一百六十七条の八第一項中「第一百六十七条の十四」を「第一百六十七条の十四第一項」に改め。

第二章第三節中第百七十四条を第百七十七条とし、同条の次に次のように加える。

第百七十八条及び第百七十九条 削除

第一百七十三条の次に次の三条を加える。

(子の引渡しの強制執行)

第百七十四条 子の引渡しの強制執行は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。

一 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法

2 第百七十二条第一項に規定する方法

二 前項第一号に掲げる方法による強制執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当するときでなければすることができない。

一 第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間に経過したとき(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき)。

二 前項第二号に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。

三 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

3 執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審尋することにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 第百六十七条の五第六項から第八項までの規定は、前項において読み替えて準用する第一百五十五条第六項の規定による裁判所書記官の处分がされた場合について準用する。

第一百七十三条第二項中「第一百四十五条」の下に「第四項を除く。」を加え、「第二項」を「第三項」に改める。

第一百七十五条から第百七十九条までを削り、

6 第二項の強制執行の申立て又は前項において準用する第百七十二条第一項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

7 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が第百七十二条第一項又は第二項に規定する場所に出頭することができる。

(執行官の権限等)

第百七十五条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に對し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

一 その場所に立ち入り、子を捜索することと。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

二 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債務者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

三 その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

2 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前項に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は次項の規定による許可を受けて、前項各号に掲げる行為をすることができる。

3 執行裁判所は、子の住居が第一項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債務者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可を立てることができる。

4 執行官は、前項の規定による許可を受けての執行裁判所について、同条第四項の規定は同一の執行裁判所について、同条第四項の規定は

第四章の章名を次のように改める。

第四章 債務者の財産状況の調査

第四章中第百九十六条の前に次の節名を付す。
る。

第一節 財産開示手続

第一百九十六条中「この章」を「この節」に改め
る。

第一百九十七条第一項中「次の」の下に「各号」の
を加え、「債務名義が第二十二条第二号、第三
号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げる
もの又は確定判決と同一の効力を有する支払督
促であるものを除く。」を削り、同条第二項中
「次の」の下に「各号」を加え、同条第三項た
だし書中「次に」を「次の各号」に改め、同条第四
項中「(第二項)を(同項)に改める。

第二百一一条第二号中「債務名義が第二十二条
第二号、第三号の二から第四号まで若しくは第
五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を
有する支払督促であるものを除く。」を削る。

第二百七条の見出しを「管轄」に改め、同条

第二百六条中第一項を削り、第二項を第一項
とし、同条に次の一項を加える。

2 第二百十条の規定に違反して、同条の情報
を同条に規定する目的以外の目的のために利
用し、又は提供した者も、前項と同様とす
る。

第二百六条を第二百十四条とする。

第二百五条第一項中第三号を第四号とし、第
二号の次に次の一号を加える。

三 第六十五条の二(第二百八十八条(第二百九
十五条の規定により陳述すべき事項について
虚偽の陳述をした者
二百五条第一項に次の二号を加える。

五 執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期 日において、正当な理由なく、出頭せず、 又は宣誓を拒んだ開示義務者

又は宣誓を拒んだ開示義務者で、
事訴法第二百一条第一項の規定により財

産開示期日において宣誓した開示義務者で、
あつて、正当な理由なく第百九十九条第一
項から第四項までの規定により陳述すべき
事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述
をしたもの

六 第百九十九条第七項において準用する民

一 第百九十七条第一項各号のいずれかに該 当する場合

二 第百九十七条第二項各号のいずれかに該
当する場合

2 前項の申立ては、財産開示期日における手
続が実施された場合(当該財産開示期日に係
る財産開示手続において第二百条第一項の許
可がされたときを除く。)において、当該財產
開示期日から三年以内に限り、することがで
きる。

3 第一項の申立てを認容する決定がされたと
きは、当該決定(同項第一号に掲げる場合に
あつては、当該決定及び同号に規定する文書
の写し)を債務者に送達しなければならな
い。

4 第一項の申立てについての裁判に對して
は、執行抗告をすることができる。

5 第一項の申立てを認容する決定は、確定し
なければその効力を生じない。

(債務者の給与債権に係る情報の取得)

第二百六条 執行裁判所は、第百九十七条第一
項各号のいずれかに該当するときは、第百五
一条の二第一項各号に掲げる義務に係る請
求権又は人の生命若しくは身体の侵害によ
る損害賠償請求権について執行力のある債務名
義の正本を有する債権者の申立てにより、次
の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で
定めるところにより当該債権者が選択したも
のに対し、それぞれ当該各号に定める事項に
ついて情報の提供をすべき旨を命じなければ
ならない。ただし、当該執行力のある債務名
義の正本に基づく強制執行を開始することが
できないときは、この限りでない。

(債務者の不動産に係る情報の取得)

第二百五条 執行裁判所は、次の各号のいづれ
かに該当するときは、それぞれ当該各号に定
める者の申立てにより、法務省令で定める登
記所に対し、債務者が所有権の登記名義人で
ある土地又は建物その他これらに準ずるもの
として法務省令で定めるものに対する強制執
行又は担保権の実行の申立てをするのに必要と
なる事項として最高裁判所規則で定めるもの(当該市
町村が債務者の市町村民税(特別区民税を含む。)
に係る事務に関して知り得たものに限る。)

債務者が支払を受ける地方税法(昭和二十五年法
律第二百二十六号)第三百十七条の二第一項た
だし書に規定する給与に係る債権に対する強制執
行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる
事項として最高裁判所規則で定めるもの(当該市
町村が債務者の市町村民税(特別区民税を含む。)
に係る事務に関して知り得たものに限る。)

(債務者の厚生年金保険に係る事務)

債務者(厚生年金保険の被保険者であるものに限
る。以下この号において同じ。)が支払を受ける厚
生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三
条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に
規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担
保権の実行の申立てをするのに必要となる事項と
して最高裁判所規則で定めるもの(情報の提供を
命じられた者が債務者の厚生年金保険に係る事務
に關して知り得たものに限る。)

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

(債務者の預貯金債権等に係る情報の取得)

第三百七条 執行裁判所は、第一百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに對し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 銀行等(銀行、信用金庫連合、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいう。以下この号において同じ)。

二 振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ)。

2 執行裁判所は、第一百九十七条第一項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特權を有することを証する文書を提出した債権者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

3 前二項の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。(情報の提供の方法等)

第一百八条 第二百五条第一項、第二百六条第一項、第二百五条第一項、第二百六条第一項

による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立て人

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者の財産について一般の先取特權を有することを証する文書を提出した債権者

四 債務者

五 当該情報の提供をした者

2 第二百六条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立て人

二 債務者に対する第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者

四 当該情報の提供をした者

(第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限)

第二百十条 申立て人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従つて行使する目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の情報の提供がされたときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、申立て人に同項の書面の写しを送付しけ

り、申立て人に同項の書面の写しを送付しない。

(第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限)

第二百九条 第二百五条又は第二百七条の規定に対する債権をその本旨に従つて行使する目的

以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

第二百十一条 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく第三者からの情報取得手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は第三者からの情報

取扱手続について、第百八十二条及び第百八十三条の規定は一般の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について、それぞれ準

用する。

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正)

第二条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「(子の返還の代替執行と間接強制との関係)」に改め、同条中「民事

執行法第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過した後(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した後)」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

一 民事執行法第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき)。

二 民事執行法第百七十二条第一項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が常居所地國に子を返還する見込みがあるとは認められないとき。

三 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

第百三十八条に次の一項を加える。

(民法の一部改正)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一百四十八条第一項第四号中「財産開示手続の下に「又は同法第二百四条に規定する第三者

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する情報取得手続）を加える。

第十条 滞納処分と強制執行等との手続の調整による法律の一部改正

関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第百六十七条の十四第一項中「第百六十七条の十四」を「第一百六十七条の十四第一項」に改め、「第一百六十七条第一項」の下に「又は第二項」と記す。

〔第二十条の六第一項〕を「昭和三十二年法律第
九十四号〕第二十条の六第一項」に改める。

第三十六条の七中「第一百六十七条の十四」を
〔第一百六十七条の十四第一項〕に改める。

第三十六条の九中「第一百六十七条の十四」を
「同法第一百六十七条の十四第一項」に改める。

(企業担保法の一部改正)
第十一條 企業担保法(昭和三十三年法律第百六

号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六十二条」を「第六十三条」に改め

第二十八条中「財産開示手続」の下に「若しく
る。

は第三者からの情報取得手続を加える。

に「第五十九条第五項」を「第五十九条第一項」中「不動産」とあるのは「株式会社（以下「会社」と

いうの総財産（金錢を除く。以下同じ。）又は財産（金錢を除く。以下同じ。）と、並びに抵当権二権のつは、「五百五十五年三月三日未満

「当社」とあるのは、担当者並てに企業担保権と、同条第二項から第四項までの規定中「不動産」とあるのは「会社の財産」と、同項中「買受人」とあるのは「競落人又は買受人と、同条第一項

五項に、「あるのは「最低競売価額」と、同法第六十条第二項中「執行裁判所」とあるのは「管財人」と、同項及び同法第七十一条第六号中「売却基準価額」とあるのは「最低競売価額」と、」を「あり、同法第六十条第二項及び第七十一条第六号中「売却基準価額」とあり、並びに」「同法第六十五条を「同法第五十九条第五項中「不動産」とあるのは「会社の総財産又は財産」と、同法第六十条第二項中「執行裁判所」とあり、並びに同法第六十五条に改め、「執行官」とあるのは「管財人」と、」の下に「同法第六十三条第一項中「差押債権者」と、その裁判を受けた差押債権者をいう」とあり、「同法第六十三条第一項及び第二項、第六十五条の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう」とあるのは「実行の申立てをした債権者(実行手続の開始の決定に係るもの)を」と、同項第一号並びに同条第二項及び第三項中「差押債権者」とあり、並びに「を、「債権者」との下に「同法第六十三条第一項及び第二項、第六十五条の二、第六十六条、第七十条並びに第七十一条第二号及び第三号並びに同法第七十五条の見出し及び同条第一項中「不動産」とあるのは「会社の総財産」と、同法第六十三条第二項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項から第四項まで及び第八十条第一項中「買受人」とあるのは「競落人」と、同法第六十五条(見出しを含む)及び第七十一条第八号中「売却の」とあるのは「競売の」と、同法第六十七条、第七十二条第二項、第七十四条第二項、第七十五条第一項、第七十八条第一項及び第四項並びに第八十一条第一項中「売却許可決定」とあるのは「競落許可決定」と、同法第六十七条中「売却を」とあるのは「競落を」と、同法第六十九条(見出しを含む)、第七十八条第一項及び第七十二条第一項及び第二項中「売却決定期日」とあるのは「競落期日」

と、同法第六十九条、第七十条（見出しむ。）及び第七十一条第六号、同法第七十四条見出し並びに同条第一項、第三項及び第五同法第七十五条の見出し及び同条第一項並同法第八十条第二項中「売却の」とあるのを落の」と、同法第七十一条の見出し中「売却可事由」とあるのは「競落不許可事由」と、並びに同法第七十二条第一項及び第二項中却不許可決定」とあるのは「競落不許可決と、同法第七十二条第七号中「物件明細書」るものは「財産明細表」とを加える。

本則に次の二条を加える。

第六十三条 第五十条において準用する民
行法第六十五条の二の規定により陳述す
事項について虚偽の陳述をした者は、六

事項について、専門の知識をもつて審査する。不正の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

第十二条 執行官法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十号中「第一百七十二条」

第十条第一項第十号中「第一百六十一條第五

を「第百六十一条第六項」に改める。
(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和十六年法律第四十号）の一部を次のように

目次中「第二十八条の二」を「第二十八条の

に改める。
第三章中第二十八条の一の次に次の二条

(債務者の財産に関する情報の提供に要報酬の請求等)

卷之三

又は第一項の申立てを認容する決定により今後
ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、
その額は、最高裁判所が定めるところによ
る。

別表第一の一の二の項イ中「若しくは第五
七十三条第一項」を「第百七十三条第一項若
くは第百七十四条第二項」に改める。

別表第一の一六の項イ中「第三十五条第一項」
の規定による申立ての下に「民事執行法第
五百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七
条第一項若しくは第二項の規定による申立て」
を加える。

別表第一の一七の項ロ中「第百七十二条第一
項の規定による申立て」の下に「同法第百七
五条第三項若しくは第六項の規定による申立
て」を加える。

(民事保全法の一部改正)

第十四条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)
の一部を次のように改正する。

第五十条第五項中「第五項まで」を「第六項ま
で」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の一部改正)

第十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規
制等に関する法律(平成十一年法律第百三十一
号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第百六十七条の十四」を
「第百六十七条の十四第一項」に改める。

(民事再生法の一部改正)

第十六条 民事再生法の一部を次のように改正す
る。

第三十九条第一項中「財産開示手続の」を「財
産開示手続若しくは第三者からの情報取得手續
の」に、「財産開示手續は」を「財産開示手続及び
第三者からの情報取得手續は」に改める。

「第一百二十三条第三項中「財産開示手続」の下に
「及び第三者からの情報取得手続」を加える。

「第一百九十八条第一項中「第五百条」を「第四百九十九条」に改め、「再生債権者」の下に「(弁済をするについて正当な利益を有していた者に限りる。)」を加え、同項ただし書中「不動産の上に第五十一条第一項」を「不動産の上に同項」に改める。

(会社更生法の一部改正)

「第十七条 会社更生法(平成十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

「第五十条第一項中「財産開示手続」を「財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続」に、「財産開示手続」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続」に改める。

「第一百三十四条第三項中「財産開示手続」の下に「及び第三者からの情報取得手続」を加える。

「第二百八条中「及び財産開示手続」を「財產開示手續及び第三者からの情報取得手続」に改める。

(破産法の一部改正)

「第十八条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

「第四十二条第六項中「同じ。」の下に「又は第三者からの情報取得手続(同法第二百四条に規定する第三者からの情報取得手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。)」を加え、「財産開示手続」を

「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続」に改める。

「第二百四十九条第一項中「財産開示手続」を「財産開示手続」に、「及び」を「並びに」に、「財産開示手続」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続」に改め、同条第二項中「及び破産債権に基づく財産開示手続」を「並びに破産債権に基

づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続」に改める。

(会社法の一部改正)

「第十九条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

「第五十五条第一項中「同じ。」の下に「若しくは第三者からの情報取得手続(同法第二百五条第一項第一号、第二百六条第一項又は第二百七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。)」を加え、「財産開示手続」は「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続」に改める。

(政令への委任)

「第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（審査報告書）

電波法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和元年五月九日

総務委員長 秋野 公造

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電波の有効利用を促進するた

め、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の

整備を行うほか、実験等無線局の開設及び運用

に係る特例の整備等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う電波利用料の歳入見込額は、令和元年度から三年度の平均で約七百五十億円である。また、電波利用共益費用の使途の追加に伴う経費として、令和元年度一般会計予算(総務省所管)の電波利用料財源電波監視等実施費に約十八億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務に要する費用を受益者である免許人等が負担する、いわゆる特定財源である。したがつて、今後の電波利用料の見直しに当たつては、電波の利用状況等の変化に対応しつつ、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、用途、予算規模及び料額について、議論の透明性を確保し、一層の公平性・適正性の向上を図ること。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条规定により送付する。

右決議する。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成三十一年四月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

電波法の一部を改正する法律案

参議院議長 伊達 忠一殿

また、特定基地局開設料の使途については、電波の公平かつ効率的な利用を確保する電波法の趣旨に鑑み、最大限効率的に活用されるよう適正化を図るとともに、電波利用料と同様に、その実施状況について公表するなどの透明化を図ること。

五、公共用無線の高度化については、当該高度化を促すための財政措置等に万全を期すとともに、新たに電波利用料を徴収する公共用無線局の範囲を政令で定めるに当たつては、各無線局の特性や財政措置等の状況を適切に反映すること。また、公共用周波数の割当て・用途の開示を進めること。

六、第二十七条の十三第一項の認定を受けた者は、電波利用料の共益費用としての性格や特定財源としての位置付けを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用共益事務への積極的な活用を図ること。

七、第五条第三項第三号中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

「第一条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

「第五条第三項第三号中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

「第六条 第二十七条の十三第一項の認定を受けた者は、であつて第二十七条の十二第一項に規定する開設指針に定める納付の期限までに同条第二項第五号に規定する特定基地局開設料を納付していないものには、当該特定基地局開設料

が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定基地局の免許を与えないことができ

る。

第六条第一項第七号中「第二十七条の十三第二項第八号」を「第二十七条の十三第二項第九号」に改める。第二十五条第二項中「第二十七条の十二第二項第五号」を「第二十七条の十二第二項第六号」に改める。

第二十五条第二項中「第二十七条の十二第二項第五号」を「第二十七条の十二第二項第六号」に改める。

第二十五条第二項中「第二十七条の十二第二項第五号」を「第二十七条の十二第二項第六号」に改める。

第二十六条第一項第四号中「第二十七条の十三第三項四号」を「第二十七条の十三第三項四号」に改め、「第二十七条の十三第六項」に改め。

第二十七条の十二第二項中「掲げる事項」の下に「(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設指針にあつては、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。)」を加え、第六号を第九号とし、同項第五号中「次条第二項第十号」を「次条第二項第十一号」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 当該特定基地局に係る前項第一号に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を確保するための機能を附加してその運用を図ることが電波の有効利用に資する認められるときは、高度既設特定基地局(既に開設されている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を附加したもの)の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項

八 次条第一項の認定をするための評価の基準 第二十七条の十二第二項第四号の次に次の二号を加える。

五 次条第一項の認定を受けた者が納付すべき金銭(以下「特定基地局開設料」という。)の額並びにその納付の方法及び期限その他

特定基地局開設料に関する事項

第二十七条の十三第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第二項中「以外の特定基地局」を削り、「第七号」を「第九号及び第十号」に、「第八号及び第九号」を「第七号、第八号及び第十二号」に改め、第十一号を第十三号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 高度既設特定基地局を運用する場合にあつては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ことの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期

第二十七条の十三第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定基地局開設料の額

第二十七条の十三第四項中「場合において」を「ときには」「電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の」を「移動受信用地上基幹放送をする」に、「第四号」を「第五号」に、「と認めることは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする」を「かどうかを審査しなければならない」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第三項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を開設する者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号)のいずれにも該当しないこと。

第二十七条の十三第五項を次のように改める。

五 総務大臣は、前項の認定があつた場合において、その申請が前条第四項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときは、前項の認定をするものとする。

六 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請が前条第四項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときは、前項の認定をするものとする。

幹放送をする特定基地局に係る開設計画について、第五号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときは、前条第二項第八号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての申請について評価を行うものとする。

第二十七条の十三第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

八 第一項の認定(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画のものを除く。)を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに特定基地局に係る開設計画の現金(国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。)をもつて国に納付しなければならない。

九 第二十七条の十六中「及び第五項」を削る。

第二十七条の十五第三項中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

八 第一項の認定(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画のものを除く。)を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに特定基地局に係る開設計画の現金(国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。)をもつて国に納付しなければならない。

第二十七条の十一第一項第一号中「第二十七条の十三第六項」を「第二十七条の十三第七項」に改める。

第二十七条の二第二項中「に専ら」を「(以下「広域開設無線局」という。)」に、「三千メガヘルツ」を「六千メガヘルツ」に、「この条において「広域専用電波」を「広域使用電波に改め、「を使用する」の下に「広域開設無線局の」を加え、「広域専用電波の」を「広域使用電波の」に、「八千七百二十四万六千二百円(別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの(二)、〇二五メガヘルツを超えて、一一〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超えて、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超えて、六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。)に係る広域専用電波にあつては四千七百六十三万三千八百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波については二百五十五万四千八百円、同表の六の項

上欄に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては「一千三百八十二万八千六百円」を「別表第八の下欄に掲げる広域使用電波の区分に従い同表の「、広域使用電波」に、「当該広域専用電波」を「当該広域使用電波」に改め、同条第三項中「広域専用電波」を「広域使用電波」に改め、同条第四項中「同条」の下に「及び第百三條の四第一項」を加え、第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

(特定基地局開設料の使途)

に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、二千三百八十二万八千六百円」を別表第八の上欄に掲げる広域使用電波の区分に従い同表の下欄に掲げる「広域使用電波の区分に従い同表の「下欄に掲げる金額」に、「広域専用電波」を「広域使用電波」に、「当該広域専用電波」を「当該広域使用電波」に改め、同条第三項中「広域専用電波」を「広域使用電波」に改め、同条第四項中「同条」の下に及び第百三條の四第一項】を加え、第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をする事務並びに当該事務

の四を第百三條の五とし、第百三條の三の次に次の一項を加える。

(特定基地局開設料の使途)

第百三條の四 政府は、特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するためには必要な施設、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報の活用による高い付加価値の創出を促進するためには必要な施設及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するためには必要な施策の実施に要する経費(電波利用に該当するものを除く。)に充てるものとする。

前項の規定の適用については、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

(電波利用料の特例)

に、「百四十円」を「百七十円」に、「四百五十円」を「四百円」に、「別表第八」を「別表第九」に改め、同条第七項中「広域専用電波を使用する第一号包括免許人」を「広域使用電波を使用する第一号包括免許人」に、「広域開設無線局の免許人であるものに限る。次項において同じ。」に、「広域専用電波を使用するもの」を「広域使用電波を使用する広域開設無線局であるもの」に、「百四十円」を「百七十円」に、「百四十円」を「百七十円」に、「百四十円」を「百七十円」に改め、同項ただし書中「百四十円」を「百七十円」に改め、同項において同じ。」に、「十一」電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、(電波利用料の特例) る。

電波の人体等への悪影響を防止するために行なう周波数の受信用又は人体等の防護に關するりと同一の受信設備によるもので、この号において最も小の空中線中継設置用に用いられる電気通信設置の業務に付する。地上基幹放送の地域において必要最小の受信用のもののみを送信するものに限る。以下この号においても、地上基幹放送又は移動受信用のものに限る。この号においても、地上基幹放送又は移動受信用のものに限る。

16

16 付 とする。
平成三十二年三月三十日までの間における前項の規定により読み替えて適用する第百三条の二第四項の規定の適用については、同項中「十二の四 大規模な自然災害が発生し

官 報 (号 外)

補助金の交付
続した場合に当該技術基準に適合しないこと

別表第六（第一百三十二条の二関係）

無線局の区分	金額
航空機局又は船舶局	四百円
その他のもの	四百円
四百七十八メガヘルツ以下の電波を使用するもの	四百円
航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	四百円
四百七十八メガヘルツを超えて三千六百メガヘルツ以下の中の他のもの	四百円
四百七十八メガヘルツ以下のもの	四百円
空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	九百円
空中線電力が〇・〇五ワットを超える〇・五ワット以下のもの	一万九千円

付その他必要な援助とする

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		三千六百メガヘルツを下の周波数の電波を使用するもの		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		三千六百メガヘルツを下の周波数の電波を使用するもの		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		三千六百メガヘルツを下の周波数の電波を使用するもの	
○・五ワットを超えるもの	○・五ワット以下のもの	○・五ワットを超えるもの	○・五ワット以下のもの	○・五ワットを超えるもの	○・五ワット以下のもの	○・五ワットを超えるもの	○・五ワット以下のもの	○・五ワットを超えるもの	○・五ワット以下のもの	○・五ワットを超えるもの	○・五ワット以下のもの
一千七百円	一千八百円	一万九千円	一万九千円	三千八百円	六百五万四千円	七百円	七百円	八百五万四千円	七百円	八万五千三百円	四百円

二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行つたために陸上に開設するもの（六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）		四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの		四百七十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの	
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	三千六百メガヘルツを超過六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの	その他のもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第四地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの
五千九百円	二千六百円	一万九千円	二千六百円	七千五百円	一万四千七百円	八万四千四百円	五十九百円
一千六百円							二千六百円

星局(八)の項に掲げる無線局を除く。)	四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	人工衛星(地球の赤道を含む平面上の円形の軌道を地球の自転と同一方向に同一周期で回るもの)に開設されるもの(以下この項において「非静止衛星局」という。)であつて、その通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うことができない位置にある間は、当該非静止衛星局と免許人、通信の相手方、周波数及び空中線電力を同じくする他の非静止衛星局が当該通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うこととされているもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツ以下のもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	四百円
二十八万五千	八百円
二百円	二億六千七百七十六万八千
二百円	八百円
二千五百九十九	八万七千二百
二千五百九十九	五千五百二十
二千五百九十九	二十八万五千
二千五百九十九	五十五万四千
二千五百九十九	六百二十八万
二千五百九十九	八千三百円
二千五百九十九	五百円
二千五百九十九	一億八千七百
二千五百九十九	三千五百二十
二千五百九十九	二百メガヘルツ以下のもの
二千五百九十九	超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの
二千五百九十九	三千六百メガヘルツを超えるもの
二千五百九十九	超え三千六百メガヘルツを超えるもの
二千五百九十九	四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの
二千五百九十九	四百七十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの

官 報 (号 外)

四 星局の中人工衛
継により無線通信を行ふ無線局(五の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)

六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの

使用する電波の周波数の幅が
三メガヘルツ以下のもの

使用する電波の周波数の幅が 三メガヘルツ以下のもの		あるもの		設置場所が第一 地域の区域内に		設置場所が第二 地域の区域内に		あるもの		設置場所が第三 地域の区域内に		あるもの		設置場所が第四 地域の区域内に		あるもの		使用する電波の周波数の幅が 三メガヘルツを超えて五十メガ ヘルツ以下のもの			
あるもの	設置場所が第三 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第一 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第二 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第三 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第四 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第一 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第二 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第三 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第四 地域の区域内に	あるもの	あるもの	あるもの	
設置場所が第三 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第二 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第一 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第三 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第二 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第三 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第一 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第二 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第三 地域の区域内に	あるもの	設置場所が第四 地域の区域内に	あるもの	あるもの	あるもの
三千六百三万 六千六百円	万三千八百円	円	一億八千十六 二万二千八百	三億六千三十	四十五万九千	二百六十四万 九千七百円	一千三百十九万	九千七百円	九万四千四百	二千六百三十	十三万三千三	円	千二百円	三百八十六万 千四百円	三百八十六万 千四百円	三百八十六万 千四百円	三百八十六万 千四百円	三百八十六万 千四百円	三百八十六万 千四百円	あるもの	あるもの

四 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局（五）の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)

六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの

使用する電波の周波数の幅が
三メガヘルツ以下のもの

		使用する電波の周波数の幅が 百メガヘルツを超えるもの			
		設置場所が第一 地域の区域内に あるもの	設置場所が第二 地域の区域内に あるもの	設置場所が第三 地域の区域内に あるもの	設置場所が第四 地域の区域内に あるもの
六 基幹放送局(三 の項、七 の項及び 八の項に 掲げる無 線局を除 く。)	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの
六千メガヘルツ以下の 周波数の電 波を使用す るもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満の もの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二 キロワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二 キロワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二 キロワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二 キロワット未満のもの
満のもの	設置場所が特定 地域以外の区域 内にあるもの	設置場所が特定 地域以外の区域 内にあるもの	設置場所が特定 地域以外の区域 内にあるもの	設置場所が特定 地域以外の区域 内にあるもの	設置場所が特定 地域以外の区域 内にあるもの
空中線電力が十キロワット以上のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
百円	五百八千八百	一億二百四十	百円	十八万九千七	百円
五億六千九百 二十万八千三					

八 実験等無線局及びアマチュア無線局	七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局(三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。)	その他もの					
		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が五百キロヘルツを超えるもの	空中線電力が五十ワット以下のもの	空中線電力が五十キロワットを超えるもの	空中線電力が二百五十キロワット以下のも	空中線電力が二百五十キロワット以下のもの
三百円	第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの	千八百円	四百円	千八百円	千六百円	七万九千三百円	百二十八万九千六百円

九 その他の無線局		四百七十メガヘルツ以下の電波を使用するもの						三百三十九条の二第十五項		三百三十九条の二第十五項	
		第二号に掲げるものの電波を使用するもの						三百三十九条の二第十五項		三百三十九条の二第十五項	
		第二号に掲げるもので、専ら一の特定の無線局(第三百三十九条の二第十五項第二号に掲げるものであつて、五十四メガヘルツを超えて七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。)のみを通信の相手方とするもの						三百三十九条の二第十五項		三百三十九条の二第十五項	
設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	住民に対して災害情報等を直接伝達するために無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局(第三百三十九条の二第十五項第二号に掲げるものであつて、五十四メガヘルツを超えて七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。)のみを通信の相手方とするもの
五百八十八万二千三百円	八千七百円	五百六十三万六千四百円	二千八十二万円	五百六十六万六千六百円	四万六千六百円	四万六千六百円	四万六千六百円	四万六千六百円	一万九千百円	六百円	六百円

官 報 (号 外)

令和元年五月十日 参議院会議録第十六号 電波法の一部を改正する法律案

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以 下の周波数の電波を使 用するもの		放送の業務の用に供す るもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	
その他のも の		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの		あるもの	
使用する電波の 周波数の幅が三 十メガヘルツを 超え三百スメガヘ ルツ以下のもの		使用する電波の 周波数の幅が三 メガヘルツを超 え三十メガヘル ツ以下のもの		使用する電波の 周波数の幅が三 メガヘルツを超 え三百スメガヘ ルツ以下のもの		使用する電波の 周波数の幅が三 メガヘルツを超 え三百スメガヘ ルツ以下のもの		使用する電波の 周波数の幅が三 メガヘルツを超 え三百スメガヘ ルツ以下のもの		二十九万八千 円	
あるもの		設置場所が第二 地域の区域内に あるもの		設置場所が第一 地域の区域内に あるもの		設置場所が第三 地域の区域内に あるもの		設置場所が第二 地域の区域内に あるもの		五百六十三万 円	
設置場所が第二 地域の区域内に あるもの		設置場所が第一 地域の区域内に あるもの		設置場所が第三 地域の区域内に あるもの		設置場所が第二 地域の区域内に あるもの		五百八十二万 円		四百円	
万七千四百円		円		一億八千三百 九万四千五百九 百円		二十九万七千九 三百円		八千七百円		三百円	
九千五百五十五 円											
二十九万八千五 千円		七千七百円		一千四十二万四 千円		二千八十四万 七百円		二十九万七千九 百円		二十万七千九 百円	

備考	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第三地域の区域内にあるもの
一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。			四億五千二百六十円	六百十九万八千円
二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域(第四地域を除く。)をいう。		二億二千六百円	六十五万三千円	五万五千五百円
三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域(第四地域を除く。)をいう。		三十三万六千円	四億五千二十二千円	千八百三十六万円
四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域(第四地域を除く。)をいう。	一千五百十八万三千三百円	四千五百三十円	二万三千三百円	五百三十一円
五 この表において「第四地域」とは、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島、小笠原諸島振興特別措置法(昭和二十九年法律第一百八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島の区域をいう。	一万九千百円	五百三十一円	五百三十一円	五百三十一円
六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。				

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。
八 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ

以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ　一の項に掲げる無線局　四百円
口　九の項に掲げる無線局　六百円

九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、六百円を控除した金額とする。

十四
四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかるわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 七千四
ロ 九の項に掲げる無線局 六百四

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十七メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を

〇二八一に改め、同表の二の項中「〇・〇二八四」を「〇・〇二八一」に改め、同表の二の項中「〇・〇四七〇八」を「〇・〇四七〇」に改め、同表の三の項中「〇・四六二六」を「〇・四六五八」に改め、同表の四の項中「〇・〇三三五」を「〇・〇三三一」に改め、同表の五の項中「〇・〇一六〇」を「〇・〇一五九」に改め、同表の六の項中「〇・一二〇〇」を「〇・一二九九」に改め、同表の七の項中「〇・一六四六」を「〇・一六四一」に改め、同表の八の項中「〇・〇三九四」を「〇・〇三九二」に改め、同表の九の項中「〇・〇一〇七」を「〇・〇一〇四」に改め、同表の十の項中「〇・〇六九三」を「〇・〇六八八」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇〇七七」を「〇・〇〇〇七八」に改め、同表の十二の項中「〇・五六二三」を「〇・五六四〇」に改め、同表の十三の項中「〇・四三七七」を「〇・四三六〇」に改め、同表の十五の項中

適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超える六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、八百円を控除した金額とする。

十二　一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては四百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円とする。

十三　特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失すこととなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなし、同表を適用する。

〔〇・一三〕を〔〇・一三三九〕に改め、同表の十六の項中〔〇・〇八一二〕を〔〇・〇八一二〕に改め、同表備考中「無線局」を「広域開設無線局」に、「第一百三条の二第二項に規定する広域専用電波」を「広域使用電波」に改める。

別表第八の一の項中「三千メガヘルツ」を「三千六百メガヘルツ」に、「三千三百三十円」を「一千九百九十九円」に、「一千九百八十円」を「二千九百七十円」に、「六百二十円」を「九百三十円」に、「三百七十円」を「五百五十円」に、「五万四千三百円」を「八万五千四百円」に、「二万九千六百円」を「四万四千四百円」に、「九千八百円」を「一万千四百円」に、「五千円」を「七千五百円」に改め、同表の二の項中「千九百八十九円」を「一千九百七十円」に改め、同表を別表第九とし、別表第七の次に次の表を加える。

用料の金額が旧法第二百三十条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同法第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する應当日以後の期間に係るものについては、新法第二百三十条の一第一項の規定により当該前納に係る期間のうち當該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。(処分等の効力)

第四条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にこの法律による改正前の電波法の規定によつて、この法律に別段の定めがあるものを除き、同法の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為があつて、この法律による改正後の電波法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがある(罰則に関する経過措置)

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(放送法の一部改正)

第八条 放送法昭和二十五年法律第二百三十二号の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項第六号又及び第二百五十九条第二項第五号子中「第三号」を「第四号」に改め。る。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第五十四号(中「第四条第一項」)

「第四条に、「第五条第二項第一号(欠格事由)

を「第四条の二第二項(次章に定める技術基準に

相当する技術基準に適合している無線設備に係

る特例)」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八

十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「第四条第一項の免

許」を「第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出」に改める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第十一条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成

十三年法律第二百十一号)の一部を次のように改

正する。

第十三十四条中「第四条第一項」を「第四条(

に、「第四条第一項第一号」を「第四条第二号」に改める。

正する。

第十三年法律第二百十一号)の一部を次のように改

正する。

に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不

当に妨げることにより電気通信事業者間の適正

な競争關係を阻害するおそれがある提供条件を

約すること等を禁止するとともに、電気通信事

業者等について電気通信役務の提供に関する契

約の締結の勧誘に係る禁止行為として当該契約

の締結の勧誘に先立つて自己の名称等を告げず

に勧誘する行為を追加するほか、当該契約の締

結の媒介等の業務を行う者に届出義務を課す等

の措置を講じようとするものであり、妥当な措

置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

その実現に努めるべきである。

一、携帯電話料金について、事業者による料金設

定の動向や販売代理店を含めたわかりやすい料

金プランの提示状況を注視し、必要に応じ関係

事業者に対して適切な指導を行うこと。

二、利用者の自由な選択に基づく良質なモバイル

サービスの提供が促進されるよう、モバイル市

場における公正かつ自由な競争環境の確保に努

めるとともに、事業者の経営判断及び健全な事

業活動を阻害することのないよう十分に配慮す

ること。

三、通信料金と端末代金の分離の在り方や行き過

ぎた顧客の問い合わせ内容を総務省令で定める

に当たっては、利用者の自由なサービス選択が

阻害されることのないよう配慮するとともに、

公正な競争の促進を目的とする電気通信事業法

の趣旨に鑑み、具体的に規定すること。

また、本法施行によるサービスの提供条件等

四、通信料金と端末代金の分離等に係る事業者の指定期外について総務省令を定めるに当たつては、事業者間の公平性及び利用者の適切なサー

ビス選択の確保に配慮し、慎重に行うこと。

五、事業者・販売代理店の勧誘等の禁止行為につ

いて総務省令を定めるに当たつては、事業者及

び利用者に混乱を生じさせないよう内容を明確化するとともに、当該内容に関するわかりやす

い情報を提供するなど周知徹底に努めること。

また、電気通信サービス等に対する苦情等につ

いては、利害者保護の観点に立つて、消費者

庁等関係各省庁とも連携し、必要に応じ関係事

業者に対して十分な指導を行うこと。

六、本法施行までの期間、行き過ぎたキャッシュ

バックや顧客固い込み等の本法の趣旨に反したこと。

競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、

事業者に対して、必要な措置を講ずること。

七、5G時代に向けて、新たなサービスが進展

し、創意工夫やイノベーションが阻害されることのないよう、法の運用に努めるとともに、そ

の社会的影響を多面的に考慮し、時代に合わせて見直しを図ること。

右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成三十一年四月二十三日

参議院議長 伊達 忠一 殿

衆議院議長 大島 理森

電気通信事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成三十一年四月二十三日

参議院議長 伊達 忠一 殿

電気通信事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成三十一年四月二十三日</

目次中「事業の登録等」を「電気通信事業の登録等」に、「業務」を「電気通信事業者の業務」に、「第

五節 指定試験機関等」を「第六節 届出媒介等業務受託者(第七十三条の二—第七十三条の四)

に、「第六節」を「第七節」に、「第七節」を「第八節」に改める。

第二章第二节の節名を次のように改める。

第二節 電気通信事業の登録等

第一章第三节の節名を次のように改める。

第三節 電気通信事業者の業務

第二十六条第一項中「及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、

取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」といいう。)を削り、「第二十七条の二及び第二十九条第二項」を「及び第二十七条の二」に改め、「又はそ

の媒介等」を削る。

第二十六条の三第一項中「媒介等業務受託者が

第二十七条の二第一号」を「届出媒介等業務受託者(第七十三条の二第二項に規定する届出媒介等業務受託者をいう。第二十七条の三第二項第二号において同じ。)がそれぞれ第二十七条の二第一号又は第七十三条の三において準用する同号」に改める。

第二十七条の二の見出しを「電気通信事業者の禁止行為」に改め、同条中「又は媒介等業務受託者」を削り、「第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、

取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。)を改め、同条を第二十七条の四と

する。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為）

第二十七条の三 総務大臣は、総務省令で定める

ところにより、移動電気通信役務(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。)であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約せること。

二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用

者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に

関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

第一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行

う。

第二十九条第二項第一号中「又は媒介等業務受託者」を削り、「又は第二十七条の二」を「第二十

六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七

七条、第二十七条の二又は第二十七条の四」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、

取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)の業務及びこれに付隨する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。)を改め、同条を第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき、当該電気通信事業者

2 第二十七条の三第一項の規定により指定さ

れてその相手方(電気通信事業者である者を除く。)に対し、自己の氏名若しくは名称又は

当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧

誘する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。)

第二十七条の二に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為

第五節 届出媒介等業務受託者(媒介等の業務の届出等)

第六節 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。)に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとすることその他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として総務省令で定めるものを約し、又は第三者に約せること。

二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に對し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める当該移動電気通信役務に

関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

三 当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

四 当該媒介等の業務に係る電気通信役務についての第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の別

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

二 前項の届出をした者(以下「届出媒介等業務受託者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

三 届出媒介等業務受託者が前二項の規定による届出に係る第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務(以下この項及び次項において「届出媒介等業務」という。)を行う事業の全部を譲渡し、又は届出媒介等業務受託者について合併、分割(届出媒介等業務を行う事業の全部を承継した法人若しくは相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を

2 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が同条第二項の規定に違反したとき、当該電気通信事業者

2 第二十七条の三第一項の規定により指定さ

れてその相手方(電気通信事業者である者を除く。)に対し、自己の氏名若しくは名称又は

当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧

定めたときは、その者は、届出媒介等業務受託者の地位を承継する。この場合において、届出媒介等業務受託者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 届出媒介等業務受託者は、届出媒介等業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
5 届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣

に届け出なければならない。

(電気通信事業者の業務に関する規定の準用)

第七十三条の三 第二十六条及び第二十七条の二の規定は届出媒介等業務受託者について、第二十七条の三第二項の規定は同条第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行なう届出媒介等業務受託者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

より指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定期定を加え、同条第四号中「第二十六条第一項」の下に「(第七十三条の三において準用する場合を含む。)」を加え、「第二十七条の二第二号」を「第二十七条の二(第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。)」、第二十七条の三第一項若しくは第二項(第七十三条の三において準用する場合を含む。)」に改める。

第六百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 第十六条第一項の規定に違反して電気通信事業を営んだ者(第九条の登録を受けるべき者を除く。)
二 第七十三条の二第一項の規定に違反して第百八十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行つた者
第三百八十六条第三号中「第五十一条」の下に「第七十三条の四」を加える。
第四百八十八条第一号中「第四十五条第二項」の下に「第七十三条の二第三項若しくは第四項」を加える。

第六百九十三条第一号中「又は第五十条の六第三項」を「第五十条の六第三項又は第七十三条の二第二項若しくは第五項」に改める。
二 第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業

務を行なう届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十七条の三第二項の規定に違反したときは、当該届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したときは、当該届出媒介等業務受託者

を「第二章第七節」に改める。

第六百六十五条第一項ただし書中「第二章第六節

」の「第二章第六節」を「第二章第七節」に改める。

第六百六十九条第一号中「電気通信役務の指定」の下に「第二十七条の三第一項の規定による移動

電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指定期定を加え、同条第四号中「第二十六条第一項」の下に「(第七十三条の三において準用する場合を含む。)」の規

定による総務省令の制定又は改廃のために、こ

の法律による改正前の電気通信事業法(次条第一項において「旧法」という)、第六百六十九条の政

令で定める審議会等に諮問することができる。

二 総務大臣は、施行日前においても、新法第二

七条の三第一項及び第六百六十九条の規定の例

により、同項の規定による移動電気通信役務

(同項に規定する移動電気通信役務をいう。)の

指定又は電気通信事業者の指定をすることがで

きる。この場合において、これらの指定は、施

行日にその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 旧法第二十六条第一項に規定する媒介等

業務受託者が施行日前に旧法第二十六条の三第

一項に規定する行為をした場合における同項の

規定の適用については、なお従前の例による。

二 この法律の施行の際現に電気通信事業者又は

新法第二十七条の四に規定する媒介等業務受託

者から委託を受けて新法第二十六条第一項各号

に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締

結の媒介等(新法第二十七条の四に規定する媒

介等をいう。以下この項において同じ。)の業務

を行つている者(以下この項において「施行時媒

介等業務受託者」という。)は、施行日から起算

して三月を経過する日(施行時媒介等業務受託

者が同日以前に新法第七十三条の二第一項の届

出をしたときは、当該届出をした日までの間

は、新法第七十三条の二第一項の規定にかかる

らず、引き続き当該媒介等の業務を行なうこと

ができる。この場合において、当該施行時媒介等

業務受託者を同条第二項に規定する届出媒介等

業務受託者とみなして、新法第二十六条の三及

び第二十七条の三第二項第二号に係る部分に

(業務の改善命令)
第七十三条の四 総務大臣は、次の各号のいづれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。
一 届出媒介等業務受託者が前条において準用する第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該届出媒介等業務受託者

を「第二章第七節」に改める。

第六百六十五条第一項ただし書中「第二章第六節

」の「第二章第六節」を「第二章第七節」に改める。

第六百六十九条第一号中「電気通信役務の指定」の下に「第二十七条の三第一項の規定による移動

電気通信役務の指定若しくは電気通信事業者の指

定期定を加え、同条第四号中「第二十六条第一項」の下に「(第七十三条の三において準用する場合を含む。)」を加え、「第二十七条の二第二号」を「第二十七

七条の二(第一号を除き、第七十三条の三において準用する場合を含む。)」、第二十七条の三第一項若しくは第二項(第七十三条の三において準用する場合を含む。)」に改める。

二 第二十七条の三第一項の規定により指定さ

れた電気通信事業者が提供する移動電気通信

役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業

務を行なう届出媒介等業務受託者が前条におい

て準用する第二十七条の三第二項の規定に違

反したとき 当該届出媒介等業務受託者

が前条において準用する第二十七条の三第二項

若しくは第五項に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定

は、公布の日から施行する。

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下

「施行日」という。)前においても、この法律によ

る改正後の電気通信事業法(以下この条及び次

条第二項において「新法」という。)第二十七条の三第二号若しくは第四号又は第二十七条の三

(これららの規定(同条第一項を除く。)を新法第七

十三条の三において準用する場合を含む。)の規

定による総務省令の制定又は改廃のために、こ

の法律による改正前の電気通信事業法(次条第一項において「旧法」という)、第六百六十九条の政

令で定める審議会等に諮問することができる。

二 総務大臣は、施行日前においても、新法第二

七条の三第一項及び第六百六十九条の規定の例

により、同項の規定による移動電気通信役務

(同項に規定する移動電気通信役務をいう。)の

指定又は電気通信事業者の指定をすることがで

きる。この場合において、これらの指定は、施

行日にその効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 旧法第二十六条第一項に規定する媒介等

業務受託者が施行日前に旧法第二十六条の三第

一項に規定する行為をした場合における同項の

規定の適用については、なお従前の例による。

二 この法律の施行の際現に電気通信事業者又は

新法第二十七条の四に規定する媒介等業務受託

者から委託を受けて新法第二十六条第一項各号

に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締

結の媒介等(新法第二十七条の四に規定する媒

介等をいう。以下この項において同じ。)の業務

を行つている者(以下この項において「施行時媒

介等業務受託者」という。)は、施行日から起算

して三月を経過する日(施行時媒介等業務受託

者が同日以前に新法第七十三条の二第一項の届

出をしたときは、当該届出をした日までの間

は、新法第七十三条の二第一項の規定にかかる

らず、引き続き当該媒介等の業務を行なうこと

ができる。この場合において、当該施行時媒介等

業務受託者を同条第二項に規定する届出媒介等

業務受託者とみなして、新法第二十六条の三及

び第二十七条の三第二項第二号に係る部分に

第二十六条第一項	締結
第二十七条の二第二号	自己
第二十七条の三第二項第一号	その移動電気通信役務
第二十七条の三第二項第二号	その媒介等の業務に係る移動電気通信役務
第二十七条の三第二項第三号	又は他の

限る)、新法第七十三条の三において準用する新法第二十六条 第二十七条の二及び第二十七条の三第二項並びに新法第七十三条の四及び第二八十六条(第二号に係る部分に限る)の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

令和元年五月九日

内閣委員長 石井 正弘

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じようとするものである。

あつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成三十一年度特別会計予算(年金特別会計子ども・子育て支援勘定)に約五百二億円、同年度特別会計予算(交付税及び譲与税配付金特別会計)に約二千三百四十九億円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 潜在的待機児童を含む待機児童の早急な解消、保育士の負担を軽減する配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び子どもの安全確保に係る質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとすること。

二 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、短時間労働の非常勤職員を含めた保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の待遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずること。

三 保育士及び保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していないものについて就職相談や職業紹介を行う体制の整備及び充実、処遇の改善、労働負荷の軽減策等、教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて予算の確保を含め所要の措置を講ずること。

四 保護者の負担が重く待機児童数が多い零歳から二歳までの保育については、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用について、安定した財源を確保しつつ、保

育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。特に待機児童問題が解消するまでの間については、必要な子育て支援策を講すること。

五 認可外保育施設に対する国の指導監督基準に満たない認可外保育施設は、五年間にわたり無償化の対象となるが、子どもの安全確保のため、特にベビーホテルに重点を置いた定期的な巡回指導を確実に行うよう地方自治体を指導すること。

六 幼児教育の無償化措置に便乗して、質の向上を伴わない保育料の引上げを計画している私立幼稚園が多くあることは、幼児を持つ世帯の負担を軽減するという本法の趣旨に反するものであり、関係団体を通じて便乗値上げをしないよう求めること。

七 企業主導型保育事業者については保育の需給調整が必要なことから、市町村との連携を強化する措置を講ずること。あわせて本年度の実施機関の公募・選定に当たっては、全国の個別の保育事業所を確実に監査指導できる機関を選定するとともに、業務の引継ぎ若しくは継続が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。

八 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

案
第一条 [支給認定等]「教育・保育給付認定等」

第二条 [特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者]「第三章 第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(第四十三条第一節)」

第三条 [特定教育・保育施設の整備等]「第四節 子育てのための施設等の整備(第四十三条第二節)」

第四条 [特定教育・保育施設の運営]「第五章 第一節 特定教育・保育施設の運営(第四十三条第三節)」

第五条 [特定教育・保育施設の監査]「第六章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第四節)」

第六条 [特定教育・保育施設の指導]「第七章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第五節)」

第七条 [特定教育・保育施設の評議]「第八章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第六節)」

第八条 [特定教育・保育施設の監査]「第九章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第七節)」

第九条 [特定教育・保育施設の指導]「第十章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第八節)」

第十条 [特定教育・保育施設の評議]「第十一章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第九節)」

第十一条 [特定教育・保育施設の監査]「第十二章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第十節)」

第十二条 [特定教育・保育施設の指導]「第十三章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第十一節)」

第十三条 [特定教育・保育施設の評議]「第十四章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第十二節)」

第十四条 [特定教育・保育施設の監査]「第十五章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第十三節)」

第十五条 [特定教育・保育施設の指導]「第十六章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第十四節)」

第十六条 [特定教育・保育施設の評議]「第十七章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第十五節)」

第十七条 [特定教育・保育施設の監査]「第十八章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第十六節)」

第十八条 [特定教育・保育施設の指導]「第十九章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第十七節)」

第十九条 [特定教育・保育施設の評議]「第二十章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第十八節)」

第二十条 [特定教育・保育施設の監査]「第二十一章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第十九節)」

第二十一条 [特定教育・保育施設の指導]「第二十二章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第二十節)」

第二十二条 [特定教育・保育施設の評議]「第二十三章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第二十一節)」

第二十三条 [特定教育・保育施設の監査]「第二十四章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第二十二節)」

第二十四条 [特定教育・保育施設の指導]「第二十五章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第二十三節)」

第二十五条 [特定教育・保育施設の評議]「第二十六章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第二十四節)」

第二十六条 [特定教育・保育施設の監査]「第二十七章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第二十五節)」

第二十七条 [特定教育・保育施設の指導]「第二十八章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第二十六節)」

第二十八条 [特定教育・保育施設の評議]「第二十九章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第二十七節)」

第二十九条 [特定教育・保育施設の監査]「第三十章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第二十八節)」

第三十条 [特定教育・保育施設の指導]「第三十一章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第二十九節)」

第三十一条 [特定教育・保育施設の評議]「第三十二章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第三十節)」

第三十二条 [特定教育・保育施設の監査]「第三十三章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第三十一節)」

第三十三条 [特定教育・保育施設の指導]「第三十四章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第三十二節)」

第三十四条 [特定教育・保育施設の評議]「第三十五章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第三十三節)」

第三十五条 [特定教育・保育施設の監査]「第三十六章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第三十四節)」

第三十六条 [特定教育・保育施設の指導]「第三十七章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第三十五節)」

第三十七条 [特定教育・保育施設の評議]「第三十八章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第三十六節)」

第三十八条 [特定教育・保育施設の監査]「第三十九章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第三十七節)」

第三十九条 [特定教育・保育施設の指導]「第四十章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第三十八節)」

第四十条 [特定教育・保育施設の評議]「第四十一章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第三十九節)」

第四十一条 [特定教育・保育施設の監査]「第四十二章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第四十節)」

第四十二条 [特定教育・保育施設の指導]「第四十三章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第四十一節)」

第四十三条 [特定教育・保育施設の評議]「第四十四章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第四十二節)」

第四十四条 [特定教育・保育施設の監査]「第四十五章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第四十三節)」

第四十五条 [特定教育・保育施設の指導]「第四十六章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第四十四節)」

第四十六条 [特定教育・保育施設の評議]「第四十七章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第四十五節)」

第四十七条 [特定教育・保育施設の監査]「第四十八章 第一節 特定教育・保育施設の監査(第四十三条第四十六節)」

第四十八条 [特定教育・保育施設の指導]「第四十九章 第一節 特定教育・保育施設の指導(第四十三条第四十七節)」

第四十九条 [特定教育・保育施設の評議]「第五十章 第一節 特定教育・保育施設の評議(第四十三条第四十八節)」

育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。特に待機児童問題が解消するまでの間については、必要な子育て支援策を講すること。

五 認可外保育施設に対する国の指導監督基準に満たない認可外保育施設は、五年間にわたり無償化の対象となるが、子どもの安全確保のため、特にベビーホテルに重点を置いた定期的な巡回指導を確実に行うよう地方自治体を指導すること。

六 幼児教育の無償化措置に便乗して、質の向上を伴わない保育料の引上げを計画している私立幼稚園が多くあることは、幼児を持つ世帯の負担を軽減するという本法の趣旨に反するものであり、関係団体を通じて便乗値上げをしないよう求めること。

七 企業主導型保育事業者については保育の需給調整が必要なことから、市町村との連携を強化する措置を講ずること。あわせて本年度の実施機関の公募・選定に当たっては、全国の個別の保育事業所を確実に監査指導できる機関を選定するとともに、業務の引継ぎ若しくは継続が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。

八 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

九 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十一 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十二 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十三 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十四 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十五 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十六 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十七 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十八 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

十九 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

二十 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

二十一 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

二十二 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

二十三 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

二十四 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

二十五 本法の施行後五年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であつて学校教育法第四条第一項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

平成三十一年四月九日
衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

第一条第二項中「適切なもの」の下に「であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたもの」を加える。

10 第二章に於ける「子育て支援施設」

等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。)であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設である。

ものを除く第三十一条の十一第一項第一号第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の

第一回第二号 第五一九第三号口及び第六章において同じ。)

教育・保育施設であるものを除く。第三十条

八条の九第六項第三号口を除く。)、第五十九
条第三項第一款第一項二つ目、二つ目二つ目

三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいふ、同法第二十六条第二

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する幼稚部に限る。(以下同じ。)

る施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当

諸言語の酌量で、各業者及びその員数との他の事項について内閣府令で定める基準を満たす

イ 認定こども園法第二条第一項又は第三項

認定こども園法第三条第十一項の規定に

八 第五十九条の二第一項の規定による助成
を受けているもののうち政令で定めるもの

五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育を

いシ、以下同じ)であるて次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又は

口に定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた当該イ又は口に掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに對して行われるものと提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園(保育所等であるものを除く)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る) イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)

七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第十四条第一項中「教育又は保育をいう。以下同じ。」を削り、同条第二項中「権限について」の下に「、それぞれ」を加える。

第十五条第三項中「権限について」の下に「、それぞれ」を加える。

第二章第三節第一款の款名を次のように改め

第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満育認定子ども」という。」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項、第三項第二号、第五項及び第六項中「支給認定給付認定の有効期間」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第三十一条第一項各号中「外託以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」(以下「保育認定子ども」という。)に改め、同項第一号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に改め、同項第一号及び第二号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第四号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第一号各号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則

(子育てのための施設等利用給付)

第三十条の二 子育てのための施設等利用給付

は、施設等利用費の支給とする。

(準用)

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定

は、子育てのための施設等利用給付について準用

第二款 施設等利用給付認定等

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付
は、次に掲げる小学校就学前子とも(保育認定
子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現
に施設型給付費、特例施設型給付費(第二十八
条第一項第三号に係るもの)を除く。次条第七項

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子

若しくは前項ただし書の規定による通知がない

設等利用給付認定の有効期間内において、内閣

し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という)及びその理由を通知し、これを延期することができる。

第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申書に対する凡手がさしおよき、第三十条第六項の規定による施設等利用給付認定の有効期間(以下「施設等利用給付認定の有効期間」とい

る)内に限り、その効力を有する。

3 市町村は、施設等利用給付認定を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、その結果他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。

市町村は、第一項の規定による申請につき、前記第一号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にあるもの）を除く。）に係る教

どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならぬ。

2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」といいう。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就

どもとみなすことができる。

7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。

この場合において、当該教育・保育給付認定の申請に対する処分がされないときは、当該申請を却下し

五八

府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定めた事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(施設等利用給付認定の変更)

第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「施設等利用給付認定子ども」という)の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもとの区別の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行なうことができる。

3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定に付する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等(第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう)を利用するときその他の必要があると認めるとときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

5 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(施設等利用給付認定の取消し)

第三十条の九 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。

一 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行つたときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

3 第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設等利用費の支給

第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という)から当該確認に係る教育・保育その他子ども・子育て支援(次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども・子育て支援)が受けるものに限る)を利用するときその他の必要があると認めるとときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該特定子ども・子育て支援を要した費用について、施設等利用費として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に対する支払があつたときは、施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費の支給があつたものとみなす。

該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用費の支給に必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のよう

その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く)について、施設等利用費を支給する。

第三章

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第一款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二款 幼稚園又は特別支援学校

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第六款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第七款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第八款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第九款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十一款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十二款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十六款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十七款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十八款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十九款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十一款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十二款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十六款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十七款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十八款 特定教育・保育施設

に改める。

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二款 幼稚園又は特別支援学校

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第六款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第七款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第八款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第九款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十一款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十二款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十六款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十七款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十八款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第十九款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十一款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十二款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十六款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十七款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十八款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第二十九款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十一款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十二款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十六款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十七款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十八款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第三十九款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十一款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十二款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十六款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十七款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十八款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第四十九款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十一款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十二款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十六款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十七款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十八款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第五十九款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第六十款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第六十一款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第六十二款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第六十三款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第六十四款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第六十五款 特定教育・保育施設

第三章第一節中第三十一条の前に次の款名を付する。

第六十六款 特定教育・保育施設

</div

た者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所は事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二 第十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七条第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行つていい場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第六項において同じ。)を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従つて施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第四条第一項の認可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従つて施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 市町村長(指定都市等所在届出保育施設(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第七条第十項第四号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第二号及び次条第一項第二号において同じ。)については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等(国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

一 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

二 第七条第十項第四号に掲げる施設(指定都市等所在届出保育施設を除く。) 当該施設に係る児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出

三 第七条第十項第五号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定

イ 認定こども園(指定都市等所在認定こども園を除く。) 当該施設に係る認定こども園法第十七条第一項の認可又は認定子ども園法第三条第一項若しくは第三項の認定

ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

四 第七条第十項第六号に掲げる事業 指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)

保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 都道府県が設置する特定教育・保育施設に

係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支

給に要する費用

二 都道府県が設置する特定子ども・子育て支

援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支

援学校に限る)に係る施設等利用費の支給に

要する費用

第六十六条の二第一項中「負担すべきもの」の下

に「の算定の基礎となる額」を加え、「支給認定子

ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同

条を第六十六条の三とする。

第六十六条の次に次の二条を加える。

(国の支弁)

第六十六条の二 国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む)が設置する

特定子ども・子育て支援施設等(認定子ども園、幼稚園及び特別支援学校に限る)に係る施

設等利用費の支給に要する費用は、国(支弁と

する。

第六十七条第二項中「同条第三号」を「同条第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、第

四十五条の規定により市町村が支弁する同条第

道府県が負担すべきものの算定の基礎となる額

として政令で定めるところにより算定した額の

四分の一を負担する。

第六十八条第二項中「同条第三号」を「同条第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 国は、政令で定めるところにより、第六十五

条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、前条第二項の政

令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。

第七十条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七十八条第一項中「を受ける権利及び」を「及

び子育てのための施設等利用給付を受ける権利並

びに」に改め、同条第二項中「の支給」を「及び子育

てのための施設等利用給付の支給」に改める。

第八十三条中「第十五条第一項」の下に「(第三十

条の三において同じ)」を加える。

第八十四条中「又は第五十条第一項」を「第五

十条第一項若しくは第五十八条の八第一項」に改

める。

第八十六条中「第十五条第二項」の下に「(第三十

条の三において準用する場合を含む。以下この条

において同じ)」を加える。

第八十七条第一項中「第十三条规定第一項」の下に

「(第三十条の三において準用する場合を含む。以

下この項において同じ)」を加え、「同項」を「第十

三条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第一

項」の下に「(第三十条の三において準用する場合

を含む。以下この項において同じ)」を加え、「又

は同項」を「又は第十四条第一項」に改める。

附則第六条第四項から第六項までの規定中「支

給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に

改める。

附則第九条第一項中「支給認定子ども」を「教

育・保育給付認定子ども」に改め、同項第一号

イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ

(1)中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保

護者」に改める。

附則第六条第四項から第六項までの規定中「支

給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に

改める。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付)

第十五条 国は、子ども・子育て支援法の一部を

改正する法律(令和元年法律第

号。次項

及び附則第二十二条において「平成三十一年改正法」という)の施行により地方公共団体の子

ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て

支援事業に要する費用についての負担が増大す

ること並びに社会保障の安定財源の確保等を図

る税制的抜本的な改革を行うための地方税法及

び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二

十四年法律第六十九号)附則第一条第三号に掲

げる規定の施行による地方公共団体の地方消費

税及び地方消費税交付金(地方税法第七十二条

の百五十五の規定により市町村に対し交付するも

のとされる地方消費税に係る交付金をいう)の

増収見込額(次項において「地方消費税増収見込額」という)が平成三十一年度において平成三

十二年度以降の各年度に比して過小であること

に対処するため、平成三十一年度に限り、都道

府県及び市町村に対し、子ども・子育て支援

臨時交付金を交付する。

2 子ども・子育て支援臨時交付金の総額は、平

成三十一年改正法の施行により増大した平成三

十一年度における地方公共団体の子ども・子育

て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に

要する費用の状況並びに同年度における地方消

費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める

額(次項及び附則第二十二条第二項において「子

ども・子育て支援臨時交付金総額」という)と

する。

3 各都道府県又は各市町村に対して交付すべき

子ども・子育て支援臨時交付金の額は、子ど

も・子育て支援臨時交付金総額を、総務省令で

定めるところにより、各都道府県又は各市町村

に係る次に掲げる額の合算額により按分した額

とする。

一 平成三十一年度における子ども・子育て支

援給付に要する費用(教育・保育給付認定保

護者及び施設等利用給付認定保護者の経済的

負担の軽減に要する費用として総務省令で定

める費用に限る。)のうち、各都道府県又は各

市町村が負担すべき費用に相当する額として

総務省令で定めるところにより算定した額

として支援事業に要する費用(施設等利用給付認

定保護者の経済的負担の軽減に要する費用と

して総務省令で定める費用に限る。)のうち、

各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に

相当する額として総務省令で定めるところに

より算定した額

(子ども・子育て支援臨時交付金の算定の時期等)

第十六条 総務大臣は、前条第三項の規定により

各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・

子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三

月中に決定し、これを当該都道府県又は当該市

町村に通知しなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付時期)

第十七条 子ども・子育て支援臨時交付金は、平

成三十二年三月に交付する。

(子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交

付に関する都道府県知事の義務)

第十八条 都道府県知事は、政令で定めるところ

により、当該都道府県の区域内の市町村に対し

交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の

算定及び交付に関する事務を取り扱わなければ

ならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第十九条 都道府県知事は、総務省令で定める

ところにより、当該都道府県の子ども・子育て支

援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大

臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところによ

り、当該市町村の子ども・子育て支援臨時交付

金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提

出しなければならない。この場合において、都

(児童福祉法の一部改正)

第六条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第四十七条第五項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第七条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三十三号中「除く。」の下に「及び子育てのための施設等利用給付に要する経費(地方政府公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものと除く。」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の五の項及び別表第四の一の五の項中「支給」を「若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項中「若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第二号)による同法附則第二条の認定」とする。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定)

第十条 この法律の公布の日が災害救助法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十二号)の施行の日前である場合には、附則第八条中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

2

前項の場合において、この法律の公布の日から災害救助法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間は、前条中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百八条中「子どものための教育・保育給付」の下に「子育てのための施設等利用給付」を加える。

第一百十一条第五項第一号口中「諸費」の下に「並びに子育てのための施設等利用給付交付金(同条第二項の規定による交付金をいい、同法第六十六条の二の規定により国庫が支弁する費用を含む。第一百二十条第二項第三号において同じ。)」を加え、同号ハ中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。

第一百三十三条中「第六十五条第三号」を「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により國庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定により國庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号」に、「第六十八

条第二項」を「第六十八条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第一百二十条第二項第三号中「子どものための教育・保育給付交付金の額」の下に「子育てのための施設等利用給付交付金の額」を加える。

第一百三十三条中「第六十五条第三号」を「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により國庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定により國庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号」に、「第六十八

条第二項」を「第六十八条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第一百二十条第二項第三号中「子どものための教育・保育給付交付金の額」の下に「子育てのための施設等利用給付交付金の額」を加える。

第一百三十三条中「第六十五条第三号」を「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により國庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定により國庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号」に、「第六十八

条第二項」を「第六十八条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第一百三十一条中「第六十五条第三号」を「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により國庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定により國庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号」に、「第六十八

条第二項」を「第六十八条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第一百三十二条中「第六十五条第三号」を「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により國庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定により國庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号」に、「第六十八

条第二項」を「第六十八条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第一百三十三条中「第六十五条第三号」を「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により國庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定により國庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号」に、「第六十八

条第二項」を「第六十八条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第一百三十四条中「第六十五条第三号」を「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により國庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定により國庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号」に、「第六十八

条第二項」を「第六十八条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第一百三十五条中「第六十五条第三号」を「第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により國庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定により國庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号」に、「第六十八

条第二項」を「第六十八条第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十五条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第四項の表第二十九条第一項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同表第三十条第一項第一号の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第三十条第一項の番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

別表第一の九十四の項及び別表第二の百六十六の項中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

第十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の九十四の項及び別表第二の百六十六の項中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

第十四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第十四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第十五条 第二条の二の規定により国庫が支弁する費用を含む。第一百二十条第二項第三号において同じ。」を加え、同号ハ中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。

第十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項の前に次のように加える。

(総務省設置法の一部改正)

第十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項の前に次のように加える。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の特別会計に定めた事務をつかさどるほか、平成三十二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事務を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十五条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第四項の表第二十九条第一項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同表第三十条第一項の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第三十条第一項の番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

別表第一の九十四の項及び別表第二の百六十六の項中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

第十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の九十四の項及び別表第二の百六十六の項中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

第十四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第十四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第十五条 第二条の二の規定により国庫が支弁する費用を含む。第一百二十条第二項第三号において同じ。」を加え、同号ハ中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。

第十六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成三十三年三月三十一日の項の前に次のように加える。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の特別会計に定めた事務をつかさどるほか、平成三十二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援法

(平成二十四年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事務を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

令和元年五月十日

參議院會議錄第十六号

投票者氏名

投票者氏名
日程第一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

二二九名

中西	長峯	二之湯武史君	祐介君
野上浩太郎君	馬場	羽生田	誠君
藤川	林	芳正君	
松川	藤末	健三君	
丸川	舞立	昇治君	
溝手	三木	るい君	
宮島	元榮太一郎君	祥史君	
森屋	山田	珠代君	
山崎	修路君	亨君	
山谷えり子君	伸吾君	喜文君	
和田	正昭君	顕正君	
山本	政宗君	喜文君	
渡邊	順三君	亨君	
有田	芳生君	喜文君	
江崎	美樹君	喜文君	
小川	敏夫君	喜文君	
神本美恵子君	政宗君	喜文君	
芝	和田	喜文君	
小西	順三君	喜文君	
洋之君	政宗君	喜文君	
難波	山本	喜文君	
那谷正義君	渡邊	喜文君	
藤田	山崎	喜文君	
幸久君	山崎	喜文君	
福島みづほ君	和田	喜文君	
牧山ひろえ君	山本	喜文君	
白	渡邊	喜文君	
眞熙君	小川	喜文君	
博一君	神本	喜文君	
獎三君	芝	喜文君	

中野	正志君	二之湯	智君	西田	野村	長谷川	橋本	平野	藤井	古川	藤木	丸山	牧野	和也君	基之君	達男君	聖子君	哲郎君	昌司君	岳君	長谷川	野村	西田
三原	じゅん子君	水落	敏栄君	まさこ	山田	柳本	宮本	森	宮沢	洋一君	司君	周司君	司君	まこと	君	君	君	君	君	君	君	君	
真山	鉢呂	長浜	野田	風間	杉尾	川田	川田	山下	山下	柳本	柳本	柳本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	
福山	福山	福山	斎藤	吉川	吉川	吉川	吉川	吉川	吉川	吉川	吉川	吉川	吉川	吉川	吉川	吉川							
宮沢	由佳君	勇一君	吉雄君	哲郎君	秀哉君	國義君	博行君	龍平君	嘉隆君	直樹君	通宏君	勝也君	渡辺	猛之君	相原久美子君	通宏君	勝也君	通宏君	勝也君	通宏君	勝也君	通宏君	勝也君

吉川	アント二才猪木君	吉木	磯崎	大塚	川合	小林	櫻井	田名部匡代君	哲史君	沙織君
倉林	紙	市田	山口	藤巻	高木	東	若松	山本	杉	秋野
田村					か	石井	片山虎之助	行田	平木	河野
					おりり	苗子君	君	若	宮崎	石川
					り	邦子君	和之君	谷合	西田	河野
					り	謙徳君	忠義君	正明君	佐々木さ	佐々木さ
					り	維君	健史君	仁君	那津男君	かく君
					り	君	君	大作君	久武君	みや君
					り			勝君	二君	じゅん君
					り				君	じゅん君

蓮足立伊藤孝恵君、大島九州元裕君等、木戸口英司君、古賀之士君、樺葉賀津也君、浜口誠君、伊藤孝江君、森ゆうこ君、矢田わかな子君、山本太郎君、伊藤孝江君、里見隆治君、魚住裕一郎君、高瀬弘美君、熊野正士君、新妻秀規君、片山昌良君、横山香苗君、浜田信祐君、三浦克夫君、矢倉一君、石井信均君、中山恭子君、松沢成文君、岩渕貴之君、井上哲士君、吉良よし子君、小池晃君、大門実紀史君。

大学等における 提出、衆議院送付		名	名
足立	敏之君	武田	良介君
愛知	治郎君	仁比	聰平君
青山	繁晴君	山添	拓君
朝日健太郎君	送付	葬師	みちよ君
井上	義行君	糸数	慶子君
石井	準一君	渡辺	喜美君
石井	正弘君		
石田	昌宏君		
儀崎	陽輔君		
今井絵理子君	送付		
宇都	隆史君		
江島	潔君		
小川	克巳君		
尾辻	秀久君		
大沼みづほ君	送付		
太田	房江君		
岡田	広君		
金子原二郎君	送付		
島村	大君		
佐藤	昭子君		
山東	良祐君		
上月	正久君		
未松	信介君		
関口	昌一君		
高階恵美子君	送付		

辰巳孝太郎君	山下 芳生君
平山佐知子君	伊波 洋一君
郡司 駿君	○名
支援に関する法	
一八五名	
阿達 雅志君	
青木 一彦君	
赤池 誠章君	
有村 治子君	
井原 巧君	
石井 浩郎君	
石井みどり君	
磯崎 猪口	
岩井 茂樹君	
上野 通子君	
衛藤 城一君	
小野田紀美君	
大家 敏志君	
大野 泰正君	
岡田 直樹君	
片山さつき君	
北村 経夫君	
古賀友一郎君	
酒井 康行君	
佐藤 啓君	
進藤金日子君	
世耕 弘成君	
自見はなこ君	
高野光二郎君	そのだ修光君

官 報 (号 外)

令和元年五月十日 參議院會議錄第十六号 投票者氏名

反対者氏名

古賀	之士君
檜葉賀津也君	
徳永	工リ君
浜口	誠君
秋野	公造君
舟山	康江君
森	ゆうこ君
河野	義博君
石川	博崇君
矢田	わが子君
佐々木さやか君	
杉	久武君
竹内	眞二君
谷合	正明君
西田	実仁君
平木	大作君
宮崎	勝君
東	徹君
石井	苗子君
藤巻	健史君
山本	博司君
行田	邦子君
若松	謙維君
山口那津男君	
片山虎之助君	
邦彦君	
平山知子君	
高木かおり君	
相原久美子君	
石橋	通安君
小川	勝也君
川田	龍平君
斎藤	嘉隆君
杉尾	秀哉君
風間	直樹君

四五名

井上	名部匡代君
喜多野	羽田雄一郎君
増子	喜史君
伊藤	輝彦君
住吉	一郎君
本松	真治君
木下	稔君
柳田	孝江君
見里	隆治君
高瀬	弘美君
照野	正士君
谷口	とし子君
新妻	秀規君
浜田	昌良君
大倉	信祐君
二浦	克夫君
横山	香苗君
畠山	信一君
石井	均君
横山	大介君
飯田	光男君
小山	恭子君
清水	貴之君
川澤	成文君
口山	和之君
西	敏夫君
有田	本美恵子君
芳生君	洋之君
江崎	博一君
小川	之介君
柳川	正義君

由程第三 特設
閣提出、衆議院
賛成者氏名

日程第三 特許法等の一部を改正する法律案(上
閣提出、衆議院送付)

二二九名

北村	経夫君	大家	敏志君	大野	岡田	小野田	紀美君	上野	通子君	岩井	茂樹君	磯崎	邦子君	石井	浩郎君	赤池	誠章君	井原	巧君	青木	一彦君	阿達	雅志君	山添	忠義君	市田	紙	倉林	田村	武田	仁比	山添	糸数	吉川	沙織君	太郎君	山本	白	福島みすほ君	藤田	牧山ひろえ君	藤田	幸久君	福島みすほ君	北村				
片山さつき君	泰正君	直樹君	敏志君	大家	大野	岡田	藤田	辰一君	小野田	紀美君	上野	通子君	岩井	茂樹君	猪口	辰彦君	邦子君	石井	みどり君	赤池	誠章君	井原	巧君	青木	一彦君	阿達	雅志君	山添	忠義君	市田	紙	倉林	田村	武田	仁比	山添	糸数	吉川	沙織君	太郎君	山本	白	福島みすほ君	藤田	牧山ひろえ君	藤田	幸久君	福島みすほ君	北村

六七

こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 正久君
島村 大君
末松 信介君
高野光二郎君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 康介君
徳茂 雅之君
中泉 松司君
中曾根 弘文君
中西 哲君
中野 正志君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
平野 橋本
橋本 聖子君
藤井 基之君
藤木 真也君
古川 俊治君
牧野たかお君
松下 新平君
松山 政司君
丸山 和也君
三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
山田 宏君

古賀友一郎君
佐藤 啓君
酒井 庸行君
自見はなこ君
進藤金日子君
関口 昌一君
高橋 克法君
武見 敬三君
塙田 一郎君
豊田 堂故
中川 雅治君
中西 俊郎君
長峯 健治君
祐介君
誠君
二之湯 武史君
野上浩太郎君
藤川 美智子君
藤末 健三君
福岡 資麿君
松村 政人君
舞立 伸吾君
丸川 祥史君
溝手 珠代君
三宅 喜文君
宮島 享君
元榮太 顕正君
山田 宏君
山崎 正昭君
森屋 修路君
山谷えり子君

令和元年五月十日 參議院會議錄第十六号

投票者氏名

山本	一太君	吉川	ゆうみ君	相原	久美子君	渡辺	猛之君
石橋	通宏君	石橋	通宏君	石橋	通宏君	石橋	通宏君
小川	勝也君	小川	勝也君	小川	勝也君	小川	勝也君
風間	直樹君	風間	直樹君	風間	直樹君	風間	直樹君
川田	龍平君	川田	龍平君	川田	龍平君	川田	龍平君
長浜	博行君	長浜	博行君	長浜	博行君	長浜	博行君
杉尾	秀哉君	杉尾	秀哉君	杉尾	秀哉君	杉尾	秀哉君
斎藤	嘉隆君	斎藤	嘉隆君	斎藤	嘉隆君	斎藤	嘉隆君
野田	國義君	野田	國義君	野田	國義君	野田	國義君
鉢呂	吉雄君	鉢呂	吉雄君	鉢呂	吉雄君	鉢呂	吉雄君
福山	哲郎君	福山	哲郎君	福山	哲郎君	福山	哲郎君
真山	勇一君	真山	勇一君	真山	勇一君	真山	勇一君
宮沢	由佳君	宮沢	由佳君	宮沢	由佳君	宮沢	由佳君
蓮	舫君	蓮	舫君	蓮	舫君	蓮	舫君
足立	信也君	足立	信也君	足立	信也君	足立	信也君
伊藤	孝恵君	伊藤	孝恵君	伊藤	孝恵君	伊藤	孝恵君
大島	九州男君	大島	九州男君	大島	九州男君	大島	九州男君
大野	元裕君	大野	元裕君	大野	元裕君	大野	元裕君
木戸口	英司君	木戸口	英司君	木戸口	英司君	木戸口	英司君
古賀	之士君	古賀	之士君	古賀	之士君	古賀	之士君
榛葉	賀津也君	榛葉	賀津也君	榛葉	賀津也君	榛葉	賀津也君
賀津	也君	賀津	也君	賀津	也君	賀津	也君
徳永	エリ君	徳永	エリ君	徳永	エリ君	徳永	エリ君
浜口	誠君	浜口	誠君	浜口	誠君	浜口	誠君
舟山	康江君	舟山	康江君	舟山	康江君	舟山	康江君
森	ゆうこ君	森	ゆうこ君	森	ゆうこ君	森	ゆうこ君
伊藤	孝江君	伊藤	孝江君	伊藤	孝江君	伊藤	孝江君
山本	太郎君	山本	太郎君	山本	太郎君	山本	太郎君
熊野	正士君	熊野	正士君	熊野	正士君	熊野	正士君
里見	隆治君	里見	隆治君	里見	隆治君	里見	隆治君
竹谷	弘美君	竹谷	弘美君	竹谷	弘美君	竹谷	弘美君
高瀬	弘美君	高瀬	弘美君	高瀬	弘美君	高瀬	弘美君
新妻	秀規君	新妻	秀規君	新妻	秀規君	新妻	秀規君

西田	実仁君	久武君	佐々木さやか君	杉	石川	博崇君	公造君	稔君	柳田	秋野	浜野	小林	正夫君	充君	櫻井	吉川	牧山	幸久君	藤田	福島みづほ君	白	那谷屋正義君	難波	堦二君	神本美恵子君	順三君	和田	
谷合	正明君	真二君	佐々木さやか君	竹内	河野	義博君	公造君	稔君	森本	田名部匡代君	羽田雄一郎君	增子	輝彦君	喜史君	正夫君	孝典君	耕平君	哲史君	篠崎	青木	愛君	アントニオ猪木君	アントニオ猪木君	芝	博一君	芳生君	江崎	渡邊
西田	実仁君	久武君	佐々木さやか君	竹内	河野	義博君	公造君	稔君	森本	田名部匡代君	羽田雄一郎君	増子	輝彦君	喜史君	正夫君	孝典君	耕平君	哲史君	篠崎	青木	愛君	アントニオ猪木君	アントニオ猪木君	芝	博一君	芳生君	江崎	渡邊
谷合	正明君	真二君	佐々木さやか君	竹内	河野	義博君	公造君	稔君	森本	田名部匡代君	羽田雄一郎君	増子	輝彦君	喜史君	正夫君	孝典君	耕平君	哲史君	篠崎	青木	愛君	アントニオ猪木君	アントニオ猪木君	芝	博一君	芳生君	江崎	渡邊
西田	実仁君	久武君	佐々木さやか君	竹内	河野	義博君	公造君	稔君	森本	田名部匡代君	羽田雄一郎君	増子	輝彦君	喜史君	正夫君	孝典君	耕平君	哲史君	篠崎	青木	愛君	アントニオ猪木君	アントニオ猪木君	芝	博一君	芳生君	江崎	渡邊

浜田	矢倉	山本	信祐君	昌良君
三浦	横山	香苗君	克夫君	宮崎
信一君	均君	大介君	片山虎之助君	勝君
石井	浅田	儀間	光男君	山本
片山	中山	貴之君	高木かおり君	若松
松沢	松口	恭子君	藤巻健史君	謙維君
市田	市田	成文君	室井邦彦君	徹君
倉林	山口	和之君	井上哲士君	
田村	忠義君	智子君	岩瀬友君	
武田	仁比	明子君	吉良よし子君	
山添	聰平君	智子君	小池晃君	
糸数	拓君	良介君	辰巳孝太郎君	
渡辺	喜美君	慶子君	大門実紀史君	
		薬師寺みちよ君	伊波洋一君	
		慶子君	山下芳生君	
		拓君	平山佐知子君	
		喜美君	郡司彰君	

石田	宇都	今井繪理子君	磯崎	江島	小川	大沼みずほ君	尾辻	太田	岡田	廣君	房江君	大沼みずほ君	秀久君	克己君	隆史君	昌宏君
藤川	林	金子原二郎君	高橋	豊田	中川	中西	長峯	馬場	羽生田	野上浩太郎君	三湯武史君	成志君	芳正君	健三君	資慶君	政人君
舞立	福岡	堺田	堂故	敬一郎君	俊郎君	祐介君	誠君	二之湯	二之湯	雅治君	健治君	俊君	芳正君	昇治君	政人君	昌宏君
舞立	福岡	高橋	豊田	中川	中西	長峯	馬場	羽生田	野上浩太郎君	三湯武史君	成志君	芳正君	健三君	資慶君	政人君	昌宏君
舞立	福岡	高橋	豊田	中川	中西	長峯	馬場	羽生田	野上浩太郎君	三湯武史君	成志君	芳正君	健三君	資慶君	政人君	昌宏君

磯崎 猪口 岩井 上野 仁彦君
衛藤 茂樹子 邦子君
小野田 紀美君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
北村 経夫君
古賀友一郎君
佐藤 啓君
酒井 康行君
自見はなこ君
進藤金日子君
世耕 弘成君
高野光二郎君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 康介君
徳茂 雅之君
中曾根弘文君
中泉 松司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
中野 正志君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 基之君
藤木 達男君
平野 真也君
牧野たかお君
古川 俊治君

松川 丸川 三木 三宅 溝手 宮島 山崎
松村 祥史君 代君 喜文君 伸吾君
元繁太一郎君 宏君 享君
正昭君 顯正君 題正君
山谷えり子君 順三君 修路君
山本 和田 渡邊 有田 江崎 小川 敏夫君
神本美恵子君 美樹洋之君 芳生君 孝君
芝 小西 洋之君 博一君
那谷屋正義君 横二君
難波 白 真眞君
福島みすほ君 奨二君
藤田 幸久君 牧山ひろえ君
吉川 沙織君
アント二猪木君
青木 磯崎 大塚 川合 小林 櫻井 田名部匡代君
孝典君 正夫君
充君
羽田雄一郎君

浜口	誠君	松下	新平君
徳永	エリ君	松山	丸山
櫻葉賀津也君	之主君	水落	三原じゅん子君
木戸口英司君	元裕君	宮沢	和也君
大野	孝恵君	宮本	政司君
大島九州男君	伊藤	森	敏栄君
足立	蓮	柳本	洋一君
足立	宮沢	宮本	周司君
真山	福山	山下	雄平君
小川	鉢呂	山田	まさこ君
杉尾	吉雄君	山本	卓治君
風間	吉川ゆうみ君	山本	一太君
川田	直樹君	吉川ゆうみ君	司君
斎藤	龍平君	吉原久美子君	渡辺
小川	嘉隆君	石橋	猛之君
勝也君	勝也君	通宏君	相原久美子君
長浜	秀哉君	小川	渡辺
野田	博行君	吉原久美子君	相原久美子君
真山	國義君	石橋	通宏君
福山	哲郎君	川田	直樹君
鉢呂	吉雄君	斎藤	龍平君
由佳君	勇一君	小川	嘉隆君
信也君	吉雄君	吉原久美子君	通宏君
大野	元裕君	吉原久美子君	小川
古賀	之主君	吉原久美子君	吉原久美子君

官 報 (号 外)

令和元年五月十日 參議院會議錄第十六号 投票者氏名

反対者氏名

日程第五 電波法の一部
提出、衆議院送付)

る法律案(内閣
二二五名 阿達 青木 赤池 有村 井原 石井 浩郎君 巧君 治子君 雅志君
一彦君 誠章君 仁彦君 邦子君 茂樹君
磯崎 猪口 岩井 上野 通子君 衛藤 城一君 小野田紀美君
大家 敏志君 岡田 大野 泰正君 片山さつき君 北村 経夫君
佐藤 啓君 酒井 康行君 古賀友一郎君 進藤金日子君
世耕 弘成君 高野光二郎君 滝波 宏文君
柘植 芳文君 鶴保 德茂 中曾根 弘文君
中西 哲君 松司君 中泉 正志君
中野 二之湯 智君

二之湯 武史君
野上浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
林 芳正君
福岡 資慶君
藤川 政人君
藤末 健三君
舞立 成志君
松川 爰治君
丸川 るい君
溝手 昇治君
松村 三宅
宮島 三木
元榮太 丸川
森屋 伸吾君
山崎 享
山田 嘉文君
山谷 伸吾君
正昭君
えり子君
修昭君
えり子君
順三君
政宗君
有田 美樹君
江崎 美樹君
渡邊 美樹君
和田 美樹君
小川 敏夫君
神本 美恵子君
芝 孝君
那谷屋 正義君
難波 洋一君
小西 博一君
藤田 幸久君
福島 みづほ君
牧山 ひろえ君
吉川 沙絵君

アント二才猪木君
青木 磯崎 大塚 川合 小林 櫻井 田名部 匠代
羽田雄一郎君 喜史君 真治君
増子 森本 伊藤 柳田 浜野 喜史君 輝彦君
孝江君 稔君 熊野 里見 高瀬 弘美君
魚住裕 一郎君 竹谷 とし子君 新妻 秀規君
正士君 隆治君 浜田 三浦 矢倉 山本 横山
信一君 信祐君 昌良君 信夫君 香苗君
均君 光男君 貴之君 章君 仁志君
儀間 片山 石井 浅田 横山 信一君
清水 松沢 中山 勝子君 成文君
山口 和之君 藥師寺多七君 喜美君

足立 信也君
伊藤 孝恵君
大島九州男君
木戸口英司君
古賀 之士君
榛葉賀津也君
大野 元裕君
浜口 誠君
舟山 康江君
森 ゆうこ君
矢田わか子君
秋野 公造君
石川 博宗君
河野 義博君
佐々木さやか君
杉 久武君
竹内 真二君
谷合 正明君
西田 實仁君
平木 大作君
宮崎 勝君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
行田 邦子君
高木かおり君
藤巻 健史君
室井 邦彦君
平山佐知子君
伊波 洋一君
郡司 彰君

令和元年五月十日 参議院会議録第十六号 投票者氏名

官 報 (号 外)

令和元年五月十日 參議院會議錄第十六号 投票者氏名

古賀友一郎君　佐藤啓君　高野光二郎君　酒井庸行君
 自見はなこ君　進藤金日子君　滝波宏文君
 世耕弘成君　柘植芳文君　そのだ修光君
 高階恵美子君　武見敬三君　高橋克法君
 島村大君　末松信介君　関口昌一君
 上月良祐君　正久君　佐藤昭子君
 山東山崎　元榮太一郎君　山谷えり子君
 佐藤修路君　正昭君　森屋宏君
 丸川溝手　三木三宅　宮島喜文君
 松村舞立　珠代君　伸吾君
 藤川昇治君　祥史君　顕正君
 福岡林　芳正君　亨君
 翁生田健三君　政人君　健三君
 馬場成志君　馬場俊君　祐介君
 中西野上浩太郎君　中西長峯
 中川雅治君　中川豊田
 中西健治君　中西俊郎君
 中西祐介君　中西誠君
 中野二之湯武史君　中野正志君
 中野二之湯智君　中野哲君
 西田西田　西田昌司君
 野村長谷川　野村哲郎君
 野村岳君　橋本聖子君
 平野藤木　平野達男君
 藤井基之君　藤木眞也君
 牧野下　牧野たかお君
 松山政司君　松山俊治君
 丸山新平君　丸山和也君
 宮澤洋一君　宮本まさこ君
 周司敏栄君　柳本雄平君
 田山山下　山田宏君
 山本一太君

渡邊	喜美君	藤巻	健史君	和田	順三君	山本
室井	邦彦君	高木	かおり君	伊藤	政宗君	大島
平山	佐知子君	行田	邦子君	木戸	元裕君	九州男君
渡辺	喜美君	片山	虎之助君	大野	徳永	伊藤
		若松	謙維君	森	工利君	孝恵君
		石井	苗子君	竹内	浜口	古賀
		東	徹君	谷合	舟山	之士君
		山本	博司君	西田	康江君	榛葉賀津也君
		山本	勝君	平木	久武君	大野
		山口	那津男君	大作君	矢田	元裕君
		富崎		実仁君	わか子君	徳永
				正明君	義博君	工利君
				勝君	公造君	浜口
					秋野	誠君
					石川	崇宗君
					河野	
					佐々木	
					さやか君	
					久武君	
					真二君	
					杉	
					竹内	
					谷合	
					西田	
					平木	
					大作君	
					実仁君	
					正明君	
					勝君	

有田	江崎	芳生君
小川	敏夫君	孝君
神本	美恵子君	
小西	洋之君	
芝	博一君	
那谷屋	正義君	
白	眞勲君	
福島	みずほ君	
藤田	幸久君	
牧山	ひろえ君	
吉川	沙織君	
山本	太郎君	
市田	忠義君	
倉林	智子君	
田村	明子君	
武田	智子君	
仁比	良介君	
山添	拓君	
参数	慶子君	
参数	聰平君	

官 報 (号 外)

令和元年五月十日 參議院會議錄第十六号

第明治三十五年三月三十日
郵便物送付可

発行所	二東京市一〇五番地虎ノ門四丁目
電 話	03 (3587) 4294
定 値	(本体 三五〇円)